

門 真 市

新型インフルエンザ等対策行動計画

(素案)

平成26年1月



# 目 次

I	はじめに	1
1	新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定	1
2	取組の経緯と門真市行動計画の策定	1
3	対象となる新型インフルエンザ等感染症及び新感染症	2
II	新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	3
1	新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略	3
2	新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方	4
3	新型インフルエンザ等対策実施上の留意点	6
4	新型インフルエンザ等発生時の被害想定等	7
5	新型インフルエンザ等発生時の社会への影響	8
6	発生段階	8
7	対策推進のための役割分担	9
8	本市行動計画の主要6項目及び横断的留意点	12
III	各発生段階における対策	19
1	未発生期	19
(1)	実施体制	19
(2)	サーベイランス・情報収集	20
(3)	情報提供・共有	20
(4)	予防・まん延防止	21
(5)	医療	22
(6)	市民生活及び市民経済の安定の確保	22
2	府内未発生期	23
(1)	実施体制	23
(2)	サーベイランス・情報収集	24
(3)	情報提供・共有	24
(4)	予防・まん延防止	24
(5)	医療	25
(6)	市民生活及び市民経済の安定の確保	25
3	府内発生早期	27
(1)	実施体制	27
(2)	サーベイランス・情報収集	28
(3)	情報提供・共有	28
(4)	予防・まん延防止	29
(5)	医療	29
(6)	市民生活及び市民経済の安定の確保	30
4	府内感染期	31

(1) 実施体制 .....	31
(2) サーベイランス・情報収集 .....	32
(3) 情報提供・共有 .....	32
(4) 予防・まん延防止 .....	32
(5) 医療 .....	33
(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保 .....	34
5 小康期 .....	36
(1) 実施体制 .....	36
(2) サーベイランス・情報収集 .....	36
(3) 情報提供・共有 .....	36
(4) 予防・まん延防止 .....	36
(5) 医療 .....	37
(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保 .....	37
別表【新型インフルエンザ等対策行動計画において協力依頼する公用施設等】 .....	38

#### 参考資料

1 特定接種の対象となる業務・職務について .....	41
2 発生段階別対応一覧 .....	51
3 門真市新型インフルエンザ等対策本部条例 .....	58
4 門真市新型インフルエンザ等対策本部設置要綱 .....	62
5 門真市附属機関に関する条例施行規則(抜粋) .....	65
6 門真市新型インフルエンザ等対策行動計画策定委員会設置要綱 .....	68
7 名簿・策定の経過 .....	70
8 用語解説 .....	71

#### ◎用語解説について

行動計画本文内のわかりにくい用語については、その用語が出てくる最初のところで、下線を引いてその横に※マークが入っています。計画書最後の71～77ページに用語解説がアイウエオ順に記載されていますので、ご利用ください。

## I はじめに

### 1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザ<sup>※</sup>は、およそ 10 年から 40 年の周期で発生しており、ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック<sup>※</sup>）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症<sup>※</sup>の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性があり、これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザや同様な危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活および経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定地方公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るために、平成 25 年 4 月に施行された。

### 2 取組の経緯と門真市行動計画の策定

我が国では、特措法の制定以前から、新型インフルエンザに係る対策について、平成 17 年に「世界保健機関（WHO）<sup>※</sup>世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて、「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定して以来、数次の部分的な改定を行い、平成 20 年（2008 年）の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律（平成 20 年法律第 30 号）」で新型インフルエンザ対策の強化が図られたことを受け、平成 21 年（2009 年）2 月に新型インフルエンザ対策行動計画が改定された。

同年 4 月に、新型インフルエンザ（A/H1N1）<sup>※</sup>がメキシコで確認され、世界的な大流行となり、我が国でも発生後 1 年余で約 2 千万人がり患したと推計されたが、入院患者数は約 1.8 万人、死亡者数は 203 人で、死亡率は 0.16（人口 10 万対）と、諸外国と比較して低い水準にとどまった。この対策実施を通じて、実際の現場での運用や病原性が低い場合の対応等について、多くの知見や教訓等が得られた。

この新型インフルエンザの教訓を踏まえつつ、対策の実効性をより高めるための法制の検討が重ねられ、平成 24 年 5 月に特措法が公布されるに至った。

政府においては、平成25年6月7日、特措法第6条に基づき、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」が作成され、大阪府（以下〔府〕という。）においても特措法第7条の規定により「大阪府新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「府行動計画」という。）が策定された。

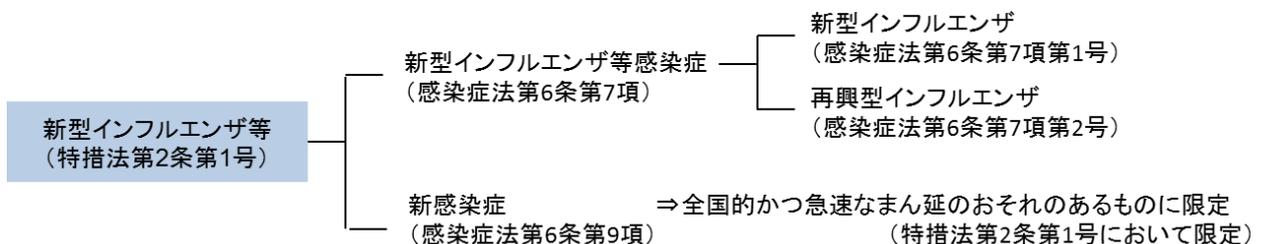
本市においては、平成25年5月20日に「門真市新型インフルエンザ等対策本部条例」を制定するとともに、特措法第8条に基づき、門真市新型インフルエンザ等行動計画審議会（以下「審議会」という。）での有識者の意見を参考にし、さらには政府行動計画および府行動計画との整合を確保しつつ、「門真市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「本市行動計画」という。）」を策定した。

本市行動計画は、政府行動計画、府行動計画の見直し等を踏まえ、適時適切に変更を行うものとする。

### 3 対象となる新型インフルエンザ等感染症及び新感染症

本市行動計画の対象とする感染症は、政府行動計画及び府行動計画と同じく、以下のとおりである。

- (1) 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）
- (2) 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいもの（以下「新感染症」という。）

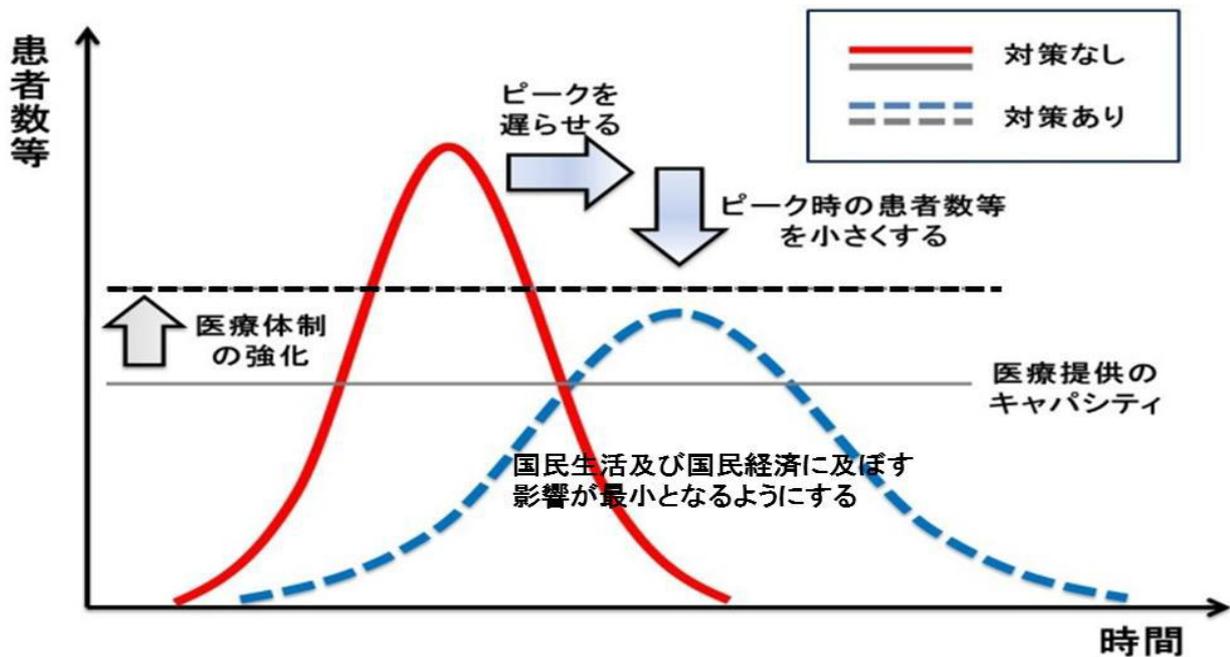


## Ⅱ 新型インフルエンザ等対策に関する基本的な方針

### 1 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、国内への侵入は避けられないと考えられる。病原性が高く感染拡大のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、市民の生命や健康、経済全体に大きな影響を与えかねない。このため、新型インフルエンザ等については、長期的には市民の多くが患するものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供の許容量を超えてしまうことを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を本市の危機管理にかかわる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として、国及び府等と連携して対策を講じていく。

- (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
  - ① 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
  - ② 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供の許容量を超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
  - ③ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。
- (2) 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。
  - ① 地域での感染対策等により、欠勤者の数を減らす。
  - ② 事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務又は市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。



## 2 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去のインフルエンザのパンデミックの経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。行動計画では、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示す必要がある。

政府行動計画では、科学的知見及び各国の対策も視野に入れながら、我が国の地理的な条件、大都市への人口集中、交通機関の発達度等の社会状況、医療体制、受診行動の特徴等の国民性も考慮しつつ、各種対策を総合的、効果的に組み合わせることでバランスのとれた戦略を目指すこととされており、府行動計画においても同様の観点から対策を組み立てることとされている。本市行動計画においても、国・府と同様の観点から新型インフルエンザ等の発生前から流行が収まるまでの状況に応じて、次の点を柱とする一連の流れをもった戦略を確立する。（実際の対策については、「Ⅲ 各発生段階における対策」の項において、発生段階ごとに記載する。）

- (1) 発生前の段階では、府による抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄や市内の医療体制の整備、市民に対する啓発や自治体・企業等による業務計画等の策定など、発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要である。
- (2) 世界で新型インフルエンザ等が発生した段階では、直ちに、対策実施のための体制に切り替える。

新型インフルエンザ等が海外で発生した場合、病原体の国内への侵入を防ぐことは不可能であるということ为前提として対策を講じることが必要である。海外で発生している段階では、我が国が島国であるとの特性を活かし、国、府が行う検疫の強化等により、病原体の国内侵入の時期をできる限り遅らせることが重要である。

- (3) 府内の発生当初の段階では、患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染のおそれのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、病原性に応じては、府が行う不要不急の外出自粛や施設の使用制限等の実施に関し必要に応じて協力し、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講ずる。
- (4) 国内外の発生当初などの病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ最も被害が大きい場合を想定し、強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替えることとする。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小・中止を図るなど見直しを行うこととする。
- (5) 府内で感染が拡大した段階では、市は国、府、事業者等と相互に連携して、医療の確保や市民生活・市民経済の維持のために最大限の努力を払う必要があるが、社会は緊張し、様々な事態が生じることが想定される。従って、あらかじめ決めておいたとおりにはいかないことが考えられ、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められる。
- (6) 事態によっては、地域の実情等に応じて、府対策本部と協議の上、柔軟に対策を講じることができるようし、医療機関も含めた現場が動きやすくなるよう配慮・工夫を行う。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出自粛等の要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など医療対応以外の感染対策と、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等を含めた医療対応を組み合わせ、総合的に行うことが必要である。

特に、医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が基本となる。特に、治療薬やワクチンが無い可能性が高いSARS\*のような新感染症

が発生した場合、公衆衛生対策がより重要である。

また、新型インフルエンザ等対策では、本市の地域特性を踏まえ、高齢者や障がい者に加え、外国人、中国からの残留孤児帰国者といった情報が行き届きにくい対象者についても、必要な情報が確実に周知されるよう、きめ細かく対応していくことが重要である。

本市行動計画は、以上のような政府行動計画及び府行動計画の考え方との整合を図りつつ、本市のこれまでの取り組み経過、地域特性等を勘案し策定した。

### 3 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

本市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、また、発生時には特措法その他の法令、政府行動計画、府行動計画及び本市行動計画に基づき、国、府、指定地方公共機関等と相互に連携・協力し、その対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

#### (1) 基本的人権の尊重

本市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、医療関係者への医療等の実施の要請等、不要不急の外出の自粛等の要請、学校・興行場等の使用制限等の要請等、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用、緊急物資の運送等、特定物資の売渡しの要請等の実施に当たって、市民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

具体的には、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、法令の根拠があることを前提として、市民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

#### (2) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の有効性により、新型インフルエンザ等緊急事態の措置が必要のないこともあり得ることから、いかなる場合においてもこれらの措置を講じるといったものではないことに留意する。

#### (3) 関係機関相互の連携協力の確保

本市対策本部は、政府対策本部、府対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

本市対策本部長は、本市域における新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に当たり、必要があると認める場合には、府対策本部長に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する。

#### (4) 記録の作成・保存

本市は、新型インフルエンザ等対策本部（任意の対策本部を含む）立ち上げ以降、新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

#### 4 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等

政府行動計画では、有効な対策を考える上で、被害想定として患者数等の流行規模に関する数値を置くが、実際に新型インフルエンザが発生した場合、これらの想定を超える事態も、下回る事態もあり得るということを念頭に置いて対策を検討することが重要であり、新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因（出現した新型インフルエンザウイルス<sup>\*</sup>の病原性や感染力等）や宿主側の要因（人の免疫の状態等）、社会環境など多くの要素に左右されるものであって、病原性についても高いものから低いものまで様々な場合があり得、その発生のも時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは不可能としている。

政府行動計画、府行動計画においては、現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に、一つの例として、流行規模を全人口の25%がり患すると想定して、受診患者数、入院患者数、死亡者数の推計を行っている。

このCDC（米国疾病管理予防センター）モデルによる推計を参考に、本市にあてはめた場合、下表のとおりとなった。

##### ◎受診患者数等の推計

	全 国	大 阪 府	門 真 市
人口（平成22年）	約1億2,806万人	約886万人	約12万8千人
り患者数(25%)	約3,200万人	約220万人	約3万2千人
（アジアインフルエンザ <sup>**</sup> 並みの致命率 <sup>**</sup> 0.53%の場合による推計）			
受診患者数	約2,500万人 （上限値）	約173万人 （上限値）	約2万5千人 （上限値）
入院患者数	約53万人 （上限値）	約3万7千人 （上限値）	約530人 （上限値）
死亡者数	約17万人 （上限値）	約1万2千人 （上限値）	約170人 （上限値）
1日当たり最大入院患者数	約10万1千人 （流行発生から5週目）	約7千人 （流行発生から5週目）	約100人 （流行発生から5週目）

※ 門真市の人口については、平成25年4月1日現在の人口

##### 【留意点】

- これらの推計に当たっては、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等の効果や現在の医療体制、衛生状況等を一切考慮していないことに留意する必要がある。

## 5 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響

新型インフルエンザ等による社会への影響の想定に当たっては多くの議論があるが、以下のような影響が一つの例としてあげられる。

- (1) 市民の25%が流行期間（約8週間）にピークを作りながら順次り患する。り患者は1週間から10日間程度り患し、欠勤する。り患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰する。
- (2) ピーク時（約2週間）に従業員が発症して欠勤する場合は、多く見積もって5%程度と考えられるが、従業員自身のり患のほか、むしろ家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約2週間）には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定される。

## 6 発生段階

新型インフルエンザ等対策は、発生の状況に応じて採るべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、行動計画であらかじめ発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対処方針を定めておく必要がある。

地域での発生段階は、国と協議の上で府が判断することとされており、本市においては本市行動計画で定められた対策を国や府が定める段階に応じて実施することとする。なお、発生段階によってはその期間が極めて短期間となる可能性があり、また、必ずしも段階どおりに進行するとは限らないこと、さらには新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下、「緊急事態宣言」という。）が発出された場合には、対策の内容が変化する。

### ◎ 発生段階

発生段階	状態	政府行動計画の発生段階
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態	未発生期
府内未発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態	海外発生期
	国内のいずれかで新型インフルエンザ等が発生しているが、府内では発生していない状態	国内発生早期
府内発生早期	府内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	

府内感染期	新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態	国内感染期
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	小康期

## 7 対策推進のための役割分担

### (1) 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定地方公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進やWHOその他の国際機関及び諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。

国は、新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

### (2) 地方公共団体の役割

地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生したときは、国が示す基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

#### ① 大阪府の役割

ア 府は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保や感染拡大の抑制に關し的確な判断と対応が求められる。

イ 府は、新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画、ガイドライン等を踏まえ、医療の確保、感染拡大防止対策等の対策に關し、府内の実情に応じた行動計画等を作成するなど事前の準備を進める。

ウ 府は、新型インフルエンザ等の発生時には、府対策本部を設置し、基本的対処方針等を踏まえ府内の状況に応じて判断を行い、府行動計画等に基づき、対策を実施する。

エ 府は、府内に緊急事態宣言が発出されたときは、国や市町村と連携し、必要に応じて、新型インフルエンザ等緊急事態措置（以下「緊急事態措置」という。）を適切に講じる。

オ 府は、市町村及び指定地方公共機関等と緊密な連携を図るとともに、広域での対応が必要な場合には市町村間の調整を行う。

## ② 保健所の役割

- ア 保健所は、地域における対策の中心的役割を担い、市町村や所管内医療機関等と連携して情報の収集・提供、感染拡大の抑制等に取り組む。
- イ 保健所は、新型インフルエンザ等の発生前には、保健所管内の状況に応じた関係機関との連携体制の整備や保健所内の体制づくり等事前の準備を行う。
- ウ 保健所は、新型インフルエンザの発生時には、医師会、歯科医師会、薬剤師会、指定地方公共機関を含む地域の中核的医療機関（国立病院機構の病院、大学附属病院、公立病院等）や新型インフルエンザ等協力医療機関（以下「協力医療機関」という。）、薬局、市、消防、警察、社会福祉協議会等の関係者からなる保健所管内関係機関対策会議を開催し、地域における対策を推進する。また、府内発生早期には、積極的疫学調査の実施とともに、病原性等の把握のための情報収集を行う。
- エ 保健所は、速やかに適切な医療の提供が行われるよう所管区域内の医療機関と緊密な連携を図り、必要な支援や調整を行う。

## ③ 本市の役割

- ア 本市は、市民に最も身近な地方公共団体として、市民に対するワクチンの接種や市民の生活支援、要援護者への支援に関し、基本的対処方針等を踏まえ、本市行動計画に基づき迅速かつ的確に対策を実施する。対策の実施に当たっては、府や近隣市町村と緊密な連携を図る。
- イ 本市は、新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画や府行動計画等を踏まえ、住民の生活支援等の市が実施主体となる対策に関し、行動計画を作成するなど新型インフルエンザ等の発生に備えた準備を進める。
- ウ 本市は、新型インフルエンザ等の発生後、緊急事態宣言が発出されたときは、市対策本部を設置し、国及び府における対策全体の基本的な方針を踏まえ、地域の状況に応じて対策を進める。
- エ 本市は、未発生期より職員への季節性インフルエンザを含めた感染予防啓発をすすめるとともに、特定接種対象となる職員を選定し、適切に実施できるよう準備すること等により、ピーク時における欠勤者数を減らし、適切な実施体制の確保に努める。
- オ 本市は、府行動計画に基づき、保健所が行う搬送体制の整備に協力するとともに、府が緊急事態措置を講じる際には、適切に連携・協力する。

## (3) 医療機関の役割

医療機関（歯科医療機関を含む。以下同じ。）は、新型インフルエンザ等発生前には、院内感染対策や必要となる医療資器材の確保に努めるとともに、発生時において、継続して医療を提供するため、新型インフルエンザ等患者及び疑い患者（以下「患者等」という。）の診療体制も含めた、診療継続計画の策定やシミュレーションを行う等事前の準備に努める。

### ① 感染症指定医療機関※（感染症法第 38 条）

府内発生早期においては、積極的に患者等を受入れ、適切に医療の提供を行う。

② 指定地方公共機関を含む地域の中核的医療機関、公的医療機関（日赤病院、済生会病院、労災病院等を指す。以下同じ。）及び協力医療機関帰国者・接触者外来の開設や新型インフルエンザ等患者の積極的な受入れ等適切に医療の提供を行う。

③ 一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての一般の医療機関を指す。以下同じ。）

府内感染期においては、院内感染防止対策を行い、新型インフルエンザ等患者を受入れ、適切に医療の提供を行う。

④ 歯科医療機関

歯科を標ぼうしていない病院と連携し、人工呼吸器を装着している新型インフルエンザ等患者の口腔ケアを行うとともに、歯科救急の実施をはじめ適切に歯科医療を提供する。

#### (4) 指定地方公共機関の役割

① 指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法に基づき新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

② 指定地方公共機関は、あらかじめ業務計画を策定するとともに、必要物品の備蓄等を行い、発生時の業務の推進に備える。

#### (5) 登録事業者の役割

① 特措法第 28 条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務を行う事業者で厚生労働大臣が登録する者は、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の市民生活を維持するため、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染予防策の実施や事業継続に向けて、事前準備を積極的に行う。

② 新型インフルエンザ等発生時には、事業を継続するよう努める。

#### (6) 一般の事業者

① 事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

② 市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。特に、多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる。

#### (7) 市民

① 市民については、自助（自らを守る）、共助（助け合う）の視点での行動に努めるとともに、新型インフルエンザ等発生時以降は、市等の発する最新情報の取得に努め、適切な対応を実践するとともに、地域等のつながりを通じて情報を普及することが求めら

れる。とりわけ、発生時には誤った情報の流布による風評被害等の混乱も懸念されることから、市等の発する正しい情報に基づいた行動に努める。

- ② 新型インフルエンザ等の発生前は、国や地方公共団体の発する新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動などその対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいて行っている、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。
- ③ 発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。
- ④ 新型インフルエンザ等の発生時には、発生状況や実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

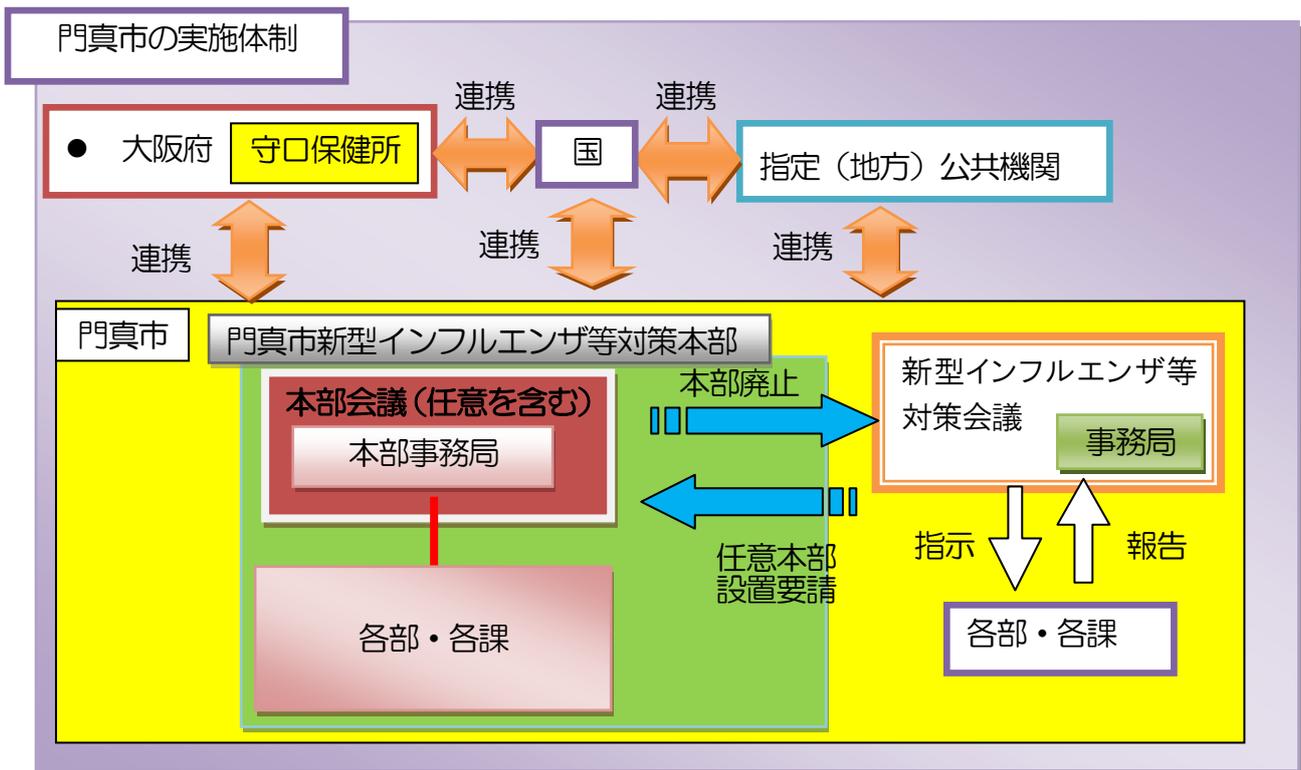
## 8 本市行動計画の主要6項目及び横断的留意点

本市行動計画は、2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」及び「市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする（影響を最小限に抑える）」を達成するための戦略を実現する具体的対策について、政府行動計画及び府行動計画との整合を確保する点から下記6項目を主要な対策として位置づける。各項目の対策については発生段階ごとに示すこととし、本項では横断的な留意点について記す。

- (1) 実施体制
- (2) サーベイランス\*・情報収集
- (3) 情報提供・共有
- (4) 予防・まん延防止
- (5) 医療
- (6) 市民生活及び市民経済の安定

### (1) 実施体制

新型インフルエンザ等が発生する前	新型インフルエンザ等対策会議（以下「対策会議」という。）の枠組みを通じ、事前準備の進捗状況を確認し、庁内各課が連携・協力して的確な対応ができるようにする。
新型インフルエンザ等が発生した場合、発生したおそれがある場合	各段階に応じた行動計画をあらかじめ策定し、国、府、その他の行政機関や関係団体と連携した取組を行う。
新型インフルエンザ等が発生し、政府対策本部が設置された場合	政府対策本部が設置された場合は、速やかに対策会議を開き、状況等に応じて、任意の対策本部を立ち上げる。府域に緊急事態宣言が発出された場合には直ちに本市新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という。）に切り替える。



(2) サーベイランス・情報収集

新型インフルエンザ等対策を適時適切に実施するためには、サーベイランスにより、いずれの段階においても、様々な情報を国内外から系統的に収集・分析し関係者に還元することが重要である。

未知の感染症である新感染症に対するサーベイランスは現時点では行っていないため、本項目では新型インフルエンザに限って記載するが、新感染症が発生した場合は、国が症例定義の周知や診断方法を確立した時には、市内のサーベイランス体制を構築する。

発生段階	情報収集・提供方法
府内未発生期	情報が限られており、患者の全数把握等のサーベイランス体制の強化を図り、積極的な情報収集・分析を行う。
府内発生早期	
府内感染期	患者の全数把握は、その意義が低下し、また、医療現場の負担も過大となることから、入院患者及び死亡者に限定した情報収集に切り替える。
小康期	流行の開始時期や規模等の情報は、地域における医療体制等の確保に活用する。また、地域で流行する病原体の性状に関する情報や、死亡者を含む重傷者の状況に関する情報は、医療機関における診療に役立てる。

以上のサーベイランスについて、本市は国及び府の要請に応じ、適宜協力する。

### (3) 情報提供・共有

#### ① 情報提供・共有の目的

国家の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解のもとに、本市、国、府、医療機関、事業者、個人の各々が自らの役割を認識し、対策の全ての段階、分野において、コミュニケーションが必須である。コミュニケーションは双方向性のものであり、一方向性の情報提供だけでなく、情報共有や情報の受け手の反応の把握までも含むことに留意する。

#### ② 情報提供手段の確保

障がい者、高齢者、外国人といった方々にも配慮し、わかりやすく正確かつ迅速に情報伝達できるよう、インターネットを含めた多様な媒体を用いて情報提供を行う必要がある。

#### ③ 発生前における市民等への情報提供

発生時の危機に対応する情報提供だけでなく、予防的対策として、発生前においても、本市は、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などを市民や医療機関、事業者等に情報提供する。

特に児童、生徒等に対しては、学校・保育施設等は集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、関係各部署が連携、協力して感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供していくことが必要である。

#### ④ 発生時における市民等への情報提供及び共有

新型インフルエンザ等の発生時には、発生段階に応じて、国内外の発生状況、対策の実施状況等について、特に、対策決定のプロセス（科学的知見を踏まえてどのような事項を考慮してどのように判断がなされたのか等）や、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、患者等の人権にも配慮して迅速かつ分かりやすい情報提供を行う。

市民への情報提供に当たっては、媒体の中でも、テレビ、新聞等のマスメディアの役割が重要であり、その協力が不可欠である。提供する情報の内容については、個人情報の保護と公益性に十分配慮して伝えることが重要である。

誤った情報が出た場合は、風評被害を考慮し、個々に打ち消す情報を発信する必要がある。

#### ⑤ 情報提供体制

情報提供に当たっては、提供する情報の内容について統一を図ることが重要であり、情報を集約して一元的に発信する体制を構築するため、適時適切に情報を共有する。また、対策の実施主体となる部局等が情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるよう、本市対策本部が調整する。

また、コミュニケーションは双方向性のものであることに留意し、常に発信した情報に対する情報の受け手の反応などを分析し、次の情報提供に活かしていくこととする。

#### (4) 予防・まん延防止

##### ① 目的

流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保することにつながる。また、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内におさめる。

##### ② 主な対策

個人レベルの対策については、市内における発生の初期の段階から、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人ごみを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。

また、新型インフルエンザ等緊急事態において、府が必要に応じ、不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限の要請等を行った場合には、市民及び事業者等へ迅速に周知徹底を図る。

##### ③ 予防接種

新感染症については、発生した感染症によってワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。

#### ア 特定接種

特定接種とは、特措法第 28 条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

##### a 特定接種の対象者（巻末の参考資料 1 「特定接種の対象となる業種・職種について」参照）

- i) 登録事業者のうち、一定の業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）
- ii) 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
- iii) 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

##### b 接種順位

登録事業者及び公務員の接種順位の考え方については、新型インフルエンザ等対策実施上の公益性・公共性を基準として下記のとおり国が整理しているが、危機管理においては、状況に応じた柔軟な対応が必要であることから、発生時の社会状況等を総合的に判断し、政府対策本部が決定する。

- i) 医療関係者
- ii) 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員

- iii) 指定公共機関制度を中心とする基準による事業者（介護福祉事業者を含む。）
- iv) それ以外の事業者

c 特定接種の接種体制

新型インフルエンザ等対策の実施に携わる本市職員については、本市を実施主体として、原則として集団的接種により実施することとし、接種が円滑に行われるよう未発生期から接種体制を整備する。

イ 住民接種

特措法において、新型インフルエンザ等緊急事態措置<sup>※</sup>の一つとして住民に対する予防接種の枠組みができたことから、緊急事態宣言が行われている場合については、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行う。

一方、緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第6条第3項の規定（新臨時接種）に基づく接種を行うこととなる。

住民接種の接種順位については、政府行動計画に基づき、以下の4つの群に分類するとともに、状況に応じた接種順位とすることを基本とする。緊急事態宣言がなされている事態においては、柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて決定する。

a 特定接種対象者以外の接種対象者

① 医学的ハイリスク者	呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者
② 小児	1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。
③ 成人・若年者	
④ 高齢者	ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上の者）

b 接種順位

接種順位については、新型インフルエンザ等による重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方が考えられるが、緊急事態宣言がなされた場合、国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮する（特措法第46条2項）と、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方や、これらの考え方を併せた考え方もあることから、以下のような基本的な見解を踏まえ国が決定する。

i) 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた接種順位

接種順位	1	2	3	4
②に重症者が多い場合	①医学的ハイリスク者	②小児	④高齢者	③成人・若年者
③に重症者が多い場合	①医学的ハイリスク者	③成人・若年者	②小児	④高齢者
④に重症者が多い場合	①医学的ハイリスク者	④高齢者	②小児	③成人・若年者

ii) 我が国の将来を守ることに重点を置いた接種順位

接種順位	1	2	3	4
③に重症者が多い場合	②小児	①医学的ハイリスク者	③成人・若年者	④高齢者
④に重症者が多い場合	②小児	①医学的ハイリスク者	④高齢者	③成人・若年者

iii) 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ、併せて我が国の将来を守ることに重点を置く接種順位

接種順位	1	2	3	4
③に重症者が多い場合	①医学的ハイリスク者	②小児	③成人・若年者	④高齢者
④に重症者が多い場合	①医学的ハイリスク者	②小児	④高齢者	③成人・若年者

c 接種体制

住民接種については、本市を実施主体として、ハイリスク者等で特に配慮を要する者以外については、原則として集団的接種により実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう接種体制の構築を図る。

(5) 医療

発生前における医療体制の整備については、府の要請により帰国者・接触者外来を設置する予定の医療機関及び休日診療所といったこきよ施設等のリスト化に協力する。

必要に応じて本市は保健所と連携し、患者の搬送等の協力を行うよう消防機関に要請する。

既存の医療施設の対応能力を超えるような事態においては、府が行う臨時の医療施設の設置や災害医療に準じた体制確保に際して関係機関と連携し協力する。

#### (6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

新型インフルエンザ等は、多くの市民が罹患し、各地域での流行が約8週間程度続くといわれている。また、本人の罹患や家族の罹患等により、市民生活及び市民経済の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。

高齢者や障がい者等の要援護者は、新型インフルエンザ等のまん延によって孤立化し、自立した生活を維持することが困難になることが想定される。

このため、日ごろから支援が必要な要援護者を把握し、まん延時には、地域の見守り活動等を最大限活用し、生活支援を行うことが重要である。

### Ⅲ 各発生段階における対策

以下、発生段階ごとに、目的、対策の考え方、主要6項目の個別の対策を記載する。

新型インフルエンザ等が発生した場合、個々の対策の具体的な実施時期は段階の移行時期とは必ずしも一致しないこと。当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として、国が政府行動計画に基づき作成する「基本的対処方針」を踏まえ、必要な対策を柔軟に選択し、実施する。

#### 1 未発生期

●状態
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型インフルエンザ等が発生していない状態</li> <li>・ 海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状態。</li> </ul>
●対策の目的
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発生に備えて体制の整備を行う。</li> </ul>
●対策の考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、本市行動計画等を踏まえ、国等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。</li> <li>・ 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。</li> </ul>

#### (1) 実施体制

##### ① 本市行動計画等の作成

本市は、特措法の規定に基づき、新型インフルエンザ等行動計画審議会の意見を踏まえて、発生前から、総務部、健康福祉部を中心に全庁体制で新型インフルエンザ等の発生に備えた本市行動計画の策定を全庁で行い、必要に応じて見直していく。(全部局)

##### ② 体制の整備及び国、府等との連携強化

ア 対策本部（任意の対策本部を含む）が設置される前から、関係部で構成される新型インフルエンザ等対策会議を必要に応じて設置し、新型インフルエンザ等の発生に備えた体制を整備する。（対策会議を構成する部）

イ 発生時に備え、行政機能を維持するための全部局単位での業務継続計画を全庁で作成する。（全部局）

ウ 本市は、国、府、指定地方公共機関と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報交換、連携体制の確認、訓練に協力する。  
(総合政策部、総務部、市民部、健康福祉部、公共施設設置・管理部局)

## (2) サーベイランス・情報収集

## ① 情報収集

本市は、国、府等の関係機関を通じて、新型インフルエンザ等の対策等に関する様々な最新情報を収集する。(総務部、健康福祉部)

## ② サーベイランス

本市は、府が実施する市内の幼稚園、保育園、小学校、中学校、高等学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況(学校・学年閉鎖、休校等)の調査に協力し、インフルエンザの感染拡大防止に努める。(健康福祉部、学校教育部)

## (3) 情報提供・共有

## ① 情報提供

ア 本市は、新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、各種媒体の利用と相談体制を構築し、継続的に市民に分かりやすい情報提供を行う。(総合政策部、総務部、市民部、健康福祉部)

イ 本市は、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図る。(健康福祉部)

## ② 体制整備等

本市は、広報体制整備等の事前の準備として以下を行う。

ア 新型インフルエンザ等発生時に、発生状況に応じた市民への情報提供を行うため、以下について検討を行い、あらかじめ想定できるものについては、決定しておく。(総合政策部、総務部、健康福祉部)

情報提供内容	対策の決定プロセスや対策の理由、個人情報の保護と公益性とに十分配慮した内容、対策の実施主体の明確化
媒体	テレビや新聞等のマスメディア活用を基本とするが、情報の受け手に応じ、 <u>SNS</u> ※を含めた利用可能な複数の媒体・機関等の活用

イ 一元的な情報提供を行うために、情報を集約してわかりやすく継続的に市民に提供する体制を構築し、担当者間等のホットラインを設け、緊急時に情報を提供できる体制の整備を検討する。

(総合政策部、総務部、市民部、健康福祉部)

## ③ コールセンター※の設置

新型インフルエンザ等の発生時に、市民からの相談に応じられるよう、市のコールセンター等の設置準備を進める。(総合政策部、総務部、健康福祉部)

## (4) 予防・まん延防止

## ① 対策実施のための準備

## ア 個人における対策の普及

本市、学校・保育施設、福祉施設及び事業者等は、基本的な感染対策の普及を図り、また、自らの発症が疑わしい場合は、帰国者・接触者相談センター※に連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について、市民の理解促進を図る。（総合政策部、健康福祉部、公共施設設置・管理部局）

イ 本市は、国、府と連携し、緊急事態宣言発出時における不要不急の外出自粛要請等の感染拡大防止対策について、市民の理解促進を図る。（総合政策部、総務部、健康福祉部）

## ② 地域対策及び職場対策の周知

ア 本市は、新型インフルエンザ等の発生時に実施する、個人における対策のほか、職場における季節性インフルエンザ対策として実施されている感染防止対策について周知を図るための準備を行う。（健康福祉部）

イ 本市は、緊急事態宣言発出時における施設の使用制限の要請等の対策について周知準備を行う。（健康福祉部、公共施設設置・管理部局）

## ③ 予防接種

## ア 特定接種

市の行動	担当部局
厚生労働省が行う登録事業者の登録に協力する。	総務部、市民部 健康福祉部
特定接種の対象となる本市職員等をあらかじめ決定するとともに、接種体制を整備する。	総務部 健康福祉部

## イ 住民への予防接種

市の行動	担当部局
特措法第 46 条又は予防接種法第 6 条第 3 項に基づく市民へのワクチン接種を速やかに行うため、政府行動計画、府行動計画で示された接種の考え方を踏まえ、あらかじめ優先接種対象者（ワクチン需要量）を把握する。	健康福祉部
円滑な接種のため、国、府の技術的支援を受けて、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、本市以外の市町村での接種を可能にするよう努める。	

速やかに接種することができるよう、国、府、本市医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種対象者に応じた接種の具体的な実施方法について準備を進める。	
---	--

## (5) 医療

### ① 地域医療体制の整備

本市は、市医師会等と連携し、府が行う帰国者・接触者外来<sup>※</sup>を設置する医療機関等のリストアップの準備に協力する。(健康福祉部)

### ② 府内感染期に備えた医療の確保

本市は、以下の点に留意して、府が行う府内感染期に備えた医療の確保に協力する。(健康福祉部)

ア 臨時の医療施設等として転用できる施設をあらかじめ調査し、リスト化の検討に協力する。

イ 市内で患者が発生した際に備えて、府の搬送体制確保への協力を行う。

## (6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

### ① 業務継続計画等の策定

本市は、市内の事業者に対し、新型インフルエンザ等の発生時に備え、職場における感染対策、重要業務の継続や一部の業務の縮小について計画を策定する等の十分な事前の準備を行うよう呼びかけていく。(総務部、市民部、健康福祉部)

### ② 要援護者への生活支援

本市は、府と連携し、府内感染期における在宅の高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援(見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事の提供等)、医療機関への搬送、死亡時の対応等について、その具体的手続きを決めておく。

また、地域団体等による地域における見守り活動等を通して、要援護者の状況把握に努める。

(総務部、健康福祉部)

### ③ 火葬能力等の把握

本市は、府と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。

(総務部、市民部、環境事業部、健康福祉部、公共施設設置・管理部)

### ④ 物資及び資材の備蓄等

本市は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄等し、または施設及び設備を整備等する。(総務部・健康福祉部)

## 2. 府内未発生期

<p>●状態</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海外で新型インフルエンザ等が発生、もしくは、国内の何れかの地域で発生した状態。</li> <li>・府内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。</li> <li>・海外においては発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状態。</li> </ul>
<p>●対策の目的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型インフルエンザ等の侵入をできるだけ遅らせ、市内発生の遅延と早期発見に努める。</li> <li>・市内発生に備えて体制の整備を行う。</li> </ul>
<p>●対策の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。</li> <li>・対策の判断に役立てるため、国、府等と連携し、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。</li> <li>・市内で発生した場合には早期に発見できるよう市内のサーベイランス・情報収集体制を強化する。</li> <li>・海外での発生状況について注意喚起するとともに、市内発生に備え、市内発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、医療機関、事業者、市民に準備を促す。</li> <li>・医療機関等への情報提供、検査体制の整備、診療体制の確立、市民生活及び市民経済の安定のための準備、<u>プレパンデミックワクチン</u>※、<u>パンデミックワクチン</u>※の接種体制構築等、市内発生に備えた体制整備を急ぐ。</li> </ul>

## (1) 実施体制

## ① 本市の体制強化等

- ア 本市は、海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがある場合には、関係部で構成される対策会議を開催し緊急協議を行うなど、本市対策本部の設置に向けた準備を進める。(健康福祉部、対策会議を構成する部)
- イ 国内の何れかの地域でも発生した場合には、直ちに対策会議を開催し、本市対策本部(任意)の設置を検討する。(健康福祉部、対策会議を構成する部)
- ウ 国が示す基本的対処方針等に基づき、本市対策本部(任意)において対応方針を決定し、迅速な対応を図るとともに、必要に応じて、有識者等の出席を求め、専門的な意見聴取を行う。(健康福祉部、全部局)

## (2) サーベイランス・情報収集

## ① 情報収集

本市は、引き続き国、府等の関係機関を通じて、新型インフルエンザ等の対策等に関する様々な最新情報を収集する。(総務部、健康福祉部)

## ② サーベイランス

本市は、引き続き府が実施する市内の幼稚園、保育園、小学校、中学校、高等学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況(学校・学年閉鎖、休校等)の調査に協力し、インフルエンザの感染拡大防止に努める。(健康福祉部、学校教育部)

## (3) 情報提供・共有

## ① 情報提供

ア 本市は、市民に対して、以下について詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供し、注意喚起を行う。(総合政策部、総務部、市民部、健康福祉部)

提供内容	海外での発生状況、現在の対策、府内で発生した場合に必要な対策等
広報媒体	テレビ、新聞等のマスメディアの活用
直接提供	市ホームページや総覧できるサイト等の複数の手段を利用するとともに、広聴など市民からの問い合わせにも対応

イ 本市対策本部に一元的な情報管理及び情報発信を行う広報・広聴担当を配置し、正確な情報を迅速に伝えるとともに、風評被害軽減のための広報を実施し、合わせて市民相談への対応を実施する。(総合政策部、総務部、市民部、健康福祉部)

## ② 情報共有

本市は、国、府及び関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う問合せ窓口での情報を広報・広聴関係各部と共有する。(総合政策部、総務部、市民部、健康福祉部)

## ③ コールセンターの設置

本市は、国、府等が作成したQ & Aを参考に、市民からの一般的な問い合わせに対応できるコールセンター等を庁内に設置する。(総合政策部、総務部、市民部、健康福祉部)

## (4) 予防・まん延防止

## ① 感染症危険情報の発出等

本市は、国が発出した感染症危険情報を受け、関係機関と協力し、海外への渡航者に対し、新型インフルエンザ等の発生状況や個人が取るべき対応に関する情報提供及び注意喚起を行う。（総合政策部、健康福祉部）

② 予防接種

ア 特定接種

本市は、国の基本的対処方針を踏まえ、国、府と連携して、職員のうち、あらかじめ接種対象者と決定した者に対して、原則、集団的な接種により、本人の同意を得て特定接種を行う。（総務部、健康福祉部）

イ 住民への接種

本市は、事前に本市行動計画に定めた接種体制により、具体的な接種体制の構築の準備を進める。（健康福祉部）

(5) 医療

① 新型インフルエンザ等の症例定義

本市は、国が示す新型インフルエンザ等の症例定義について、関係機関に周知する。（健康福祉部）

② 帰国者・接触者相談センターの周知

本市は、府と連携して、発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者について、帰国者・接触者相談センター等を通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。（健康福祉部）

③ 府の搬送体制確保への協力

本市は、市内での患者発生に備えて、患者の搬送・移送に関する協力・連携体制について府、消防機関と情報共有を図る。（総務部、健康福祉部）

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

① 事業者の対応

本市は、府等と連携し市内の事業者に対し、従業員の健康管理の徹底と、職場における感染予防策を実施するための準備を行うよう要請する。（市民部、健康福祉部）

② 遺体の火葬・安置等

本市は、府と連携し、飯盛霊園の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。（健康福祉部、環境事業部、公共施設設置・管理部局）

③ 市民・事業者への呼びかけ

- ア 本市は、市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たり、消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。（市民部）
- イ 本市は、市民に対し、外出自粛等に備え、食料品や生活必需品等を適切に備蓄するよう呼びかける。（総務部）

## 3. 府内発生早期

●状態
・府内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態
●対策の目的
・市内での感染拡大をできる限り抑える。 ・患者に適切な医療を提供する。 ・感染拡大に備えた体制の整備を行う。
●対策の考え方
・感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き感染拡大防止策等を行う。 ・政府対策本部が、本市に対し緊急事態宣言を発出した場合は、積極的な感染拡大防止策等をとる。 ・個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、医療体制や感染拡大防止策について、市民に対し、積極的な情報提供を行う。 ・国内での患者数が少なく、症状や治療に関する臨床情報が限られている可能性が高いため、海外での情報収集に加えて、市内での情報をできるだけ集約し、医療機関等に提供する。 ・新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関での院内感染対策を実施する。 ・府内感染期への移行に備えて、医療体制の確保、市民生活及び市民経済の安定のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。 ・住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。

## (1) 実施体制

① 緊急事態宣言<sup>\*</sup>の発出

緊急事態措置を実施すべき期間については、政府対策本部長が基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて決定される。区域については、広域的な行政単位である都道府県の区域をもとに、発生区域の存在する都道府県及び隣接県が指定される。(総務部、健康福祉部)

## ② 市対策本部の設置

本市は、府域に緊急事態宣言が行われた場合は、直ちに本市対策本部を設置（任意の対策本部から切り替え）し、対応方針を決定する。（全部局）

## 府域が緊急事態宣言区域に指定されている場合の措置

府が必要に応じて行う措置を踏まえ、以下の対策を講じる。

## ① 市対策本部の設置

府域が緊急事態宣言区域に指定された場合は、ただちに本市対策本部を設置（任意の対策本部から切り替え）し、本部会議を招集して対応方針を決定する。（全部局）

## (2) サーベイランス・情報収集

## ① 情報収集

本市は、引き続き、新型インフルエンザ等の対策等に関する国内外の情報を収集する。（総務部、健康福祉部）

## ② サーベイランス

本市は、引き続き府が実施する市内の幼稚園、保育園、小学校、中学校、高等学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況（学校・学年閉鎖、休校等）の調査に協力し、インフルエンザの感染拡大防止に努める。（健康福祉部、学校教育部）

## (3) 情報提供・共有

## ① 情報提供

ア 本市は、引き続き市民に対して、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、国内の発生状況と具体的な対策等について、その決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともに詳細に分かりやすく、できる限り速やかに情報提供する。

（総合政策部、総務部、市民部、健康福祉部）

イ 本市は、特に、市民一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染対策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応を周知する。

（総合政策部、総務部、市民部、健康福祉部）

ウ 本市は関係機関と連携し、学校・保育施設等や福祉施設、事業所等での感染拡大防止策についての情報を適切に提供する。

（市民部、健康福祉部、学校教育部、公共施設設置・管理部局）

エ 本市は、引き続き市民からコールセンター等に寄せられる問い合わせ内容、市町村や関係機関等から寄せられる情報の内容を踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握するとともに、市民の不安等を解消するため、必要に応じて情報提供を行い、以後の情報提供に反映する。（総合政策部、総務部、市民部、健康福祉部）

## ② コールセンター等の体制充実・強化

本市は、国、府等が配布するQ & A等を活用するとともに、インフルエンザ相談窓口等での相談体制の充実・強化を図る。(総合政策部、総務部、市民部、健康福祉部)

(4) 予防・まん延防止

① 市内での感染拡大防止対策

本市は、府と連携して、住民、事業者等に対して、次の要請を行う。

ア 市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。

(総合政策部、総務部、市民部、健康福祉部)

イ 事業所に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。(市民部、健康福祉部)

ウ 病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等において、感染対策を強化するよう要請する。(健康福祉部)

② 住民への予防接種

ア 本市は、発生した新型インフルエンザ等に関する情報を踏まえて国が接種順位を決定し、ワクチン供給が可能になり次第、市民周知を図るとともに、関係者の協力を得て、接種を開始する。(健康福祉部)

イ 本市は、接種の実施に当たり、国、府及び市医師会等と連携して、公的施設の活用等により接種会場を確保しての集団接種や、個別接種、あるいはそれぞれの組み合わせ等、接種対象者に応じた接種を行う。(健康福祉部)

府域が緊急事態宣言区域に指定されている場合の措置

府が必要に応じて行う措置を踏まえ、以下の対策を講じる。

① 外出自粛の要請等

府が、本市の区域を対象として、特措法第45条第1項に基づく住民に対する外出自粛の要請を行う場合には、本市は、市民及び事業者等へ迅速に周知徹底を図る。(総合政策部、総務部、市民部、健康福祉部)

② 施設の使用制限の要請

府が、特措法第45条第2項に基づく学校、保育所等に対する施設の使用制限の要請を行う場合には、本市は、関係団体等と連携して、迅速に周知徹底を図る。(総合政策部、健康福祉部、学校教育部)

③ 住民接種

本市は、特措法第46条の規定に基づき、住民接種を実施する。(健康福祉部)

(5) 医療

本市は、府が実施する診療体制等の要請に対し、協力を努める。また、患者の搬送・移送に関する協力・連携体制について、府、消防機関と情報共有を図る。

(総務部、健康福祉部)

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

① 事業者の対応

本市は、府等と連携し市内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染予防策を開始するよう要請する。(総合政策部、総務部、市民部、健康福祉部)

② 市民・事業者への呼びかけ

本市は、市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。(市民部)

府域が緊急事態宣言区域に指定されている場合の措置

上記の対策に加え、府が必要に応じて行う措置を踏まえ、以下の対策を講じる。

① 水の安定供給

水道事業者である本市は、本市行動計画または業務計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じる。(水道局)

② サービス水準に係る市民への呼びかけ

本市は、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、市民に対し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。(総合政策部、総務部、市民部、健康福祉部)

③ 生活関連物資等の価格の安定等

本市対策本部は、市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

(市民部)

## 4. 府内感染期

<p>●状態</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・府内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態。</li> <li>・感染拡大からまん延、患者の減少にいたる時期を含む。</li> </ul>
<p>●対策の目的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療体制を維持する。</li> <li>・健康被害を最小限に抑える。</li> <li>・市民生活・市民経済への影響を最小限に抑える。</li> </ul>
<p>●対策の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止策から被害軽減に切り替える。ただし、状況に応じた一部の感染拡大防止策は実施する。</li> <li>・地域ごとに発生の状況は異なり、実施すべき対策が異なることから、市において、必要な対策の判断を行う。</li> <li>・状況に応じた医療体制や感染拡大防止策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。</li> <li>・流行のピーク時の入院患者や重症者数をなるべく抑えて、医療体制への負荷を軽減する。</li> <li>・医療体制の維持に全力を尽くして、健康被害を最小限にとどめる。</li> <li>・欠勤者の拡大が予測されるが、市民生活・市民経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。</li> <li>・医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。</li> <li>・状況の進展に応じて、必要性の低下した対策を縮小もしくは中止する。</li> </ul>

## (1) 実施体制

本市は、市対策本部会議を開催し、今後の対策等について、必要に応じて有識者の意見を踏まえるとともに国、府と協議して今後の対応方針を決定する。(総務部、健康福祉部)

府域が緊急事態宣言区域に指定されている場合の措置
<p>府が必要に応じて行う措置を踏まえ、以下の対策を講じる。</p> <p>① 本市対策本部における対応方針の決定</p> <p>府域が緊急事態宣言区域に指定された場合は、ただちに本部会議を招集し、対応方針を決定する。(全部局)</p>

## ② 他の地方公共団体による代行、応援等

本市は、新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法の規定に基づき他の地方公共団体による代行、応援、職員の派遣等の措置の活用を行う。(総合政策部、総務部)

## (2) サーベイランス・情報収集

## ① 情報収集

本市は、引き続き、新型インフルエンザ等の対策等に関する国内外の情報を収集する。(総務部、健康福祉部)

## ② サーベイランス

本市は、引き続き、府が実施する学校等での集団発生の状況調査に協力する。(健康福祉部、学校教育部)

## (3) 情報提供・共有

## ① 情報提供

ア 本市は、引き続き市民に対して、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、国内の発生状況と具体的な対策等について、その決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともに詳細に分かりやすく、できる限り速やかに情報提供する。(総合政策部、総務部、市民部、健康福祉部)

イ 本市は、引き続き、特に、市民一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染対策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応(受診の方法等)を周知する。(総合政策部、総務部、市民部、健康福祉部)

ウ 本市は、引き続き関係機関と連携し、学校・保育施設等や福祉施設、事業所等での感染拡大防止策についての情報を適切に提供する。(市民部、健康福祉部、学校教育部、公共施設設置・管理部局)

エ 本市は、引き続き市民からコールセンター等に寄せられる問い合わせ内容、市町村や関係機関等から寄せられる情報の内容を踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握する。(総合政策部、総務部、市民部、健康福祉部)

## ② コールセンター等の体制充実・強化

本市は、引き続き国、府等が作成したQ&A等を活用するとともに、インフルエンザ相談窓口等での相談体制を継続する。(総合政策部、総務部、市民部、健康福祉部)

## (4) 予防・まん延防止

## ① 市内での感染拡大防止対策

ア 本市は、府と連携して、市民、事業者等に対して次の要請を行う。(総合政策部、総務部、

市民部、健康福祉部)

要請	担当部局
市民、福祉施設、事業所等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。	総務部、市民部、健康福祉部
事業者に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請するとともに、職場における感染予防策の徹底を要請する。	

- イ 本市は、府と連携して、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染予防策を強化するよう要請する。(健康福祉部)
- ウ 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染予防策を講じるよう要請する。(総務部、都市建設部)

## ② 住民への予防接種

本市は、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時の予防接種を進める。(健康福祉部)

府域が緊急事態宣言区域に指定されている場合の措置
府が必要に応じて行う措置を踏まえ、以下の対策を講じる。
① 外出自粛の要請に係る周知 府が、本市との平時からの調整を踏まえて、本市の区域を対象として特措法第45条第1項に基づく住民に対する外出自粛の要請を行う場合には、本市は、市民及び事業者等へ迅速に周知徹底を図る。(総合政策部、総務部、市民部、健康福祉部、学校教育部)
② 施設の使用制限の要請に係る周知 府が、本市との平時からの調整を踏まえて、特措法第45条第2項に基づく学校、保育所等に対する施設の使用制限の要請を行う場合には、本市は、関係団体等と連携して、迅速に周知徹底を図る。(総合政策部、健康福祉部、学校教育部、公共施設設置・管理部局)
③ 予防接種 本市は、特措法第46条に基づく臨時の住民接種を進める。(健康福祉部)

## (5) 医療

## ① 医療体制の整備

本市は、引き続き、府が実施する診療体制等の要請に対し、協力を努める。また、引き続き患者の搬送・移送に関する協力・連携体制について府、消防機関と情報共有を図る。

(総務部、健康福祉部)

② 在宅で療養する患者への支援

本市は、国及び府と連携し、関係機関・団体等の協力を得ながら、在宅で療養する者への支援（見回り、訪問介護、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行う。（総務部、健康福祉部）

府域が緊急事態宣言区域に指定されている場合の措置

上記の対策に加え、府が必要に応じて行う臨時の医療対策に関し、可能な範囲での協力を行う。

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

① 事業者の対応

本市は、府等と連携し、事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染予防策を講じるよう要請する。（市民部、健康福祉部）

② 市民・事業者への呼びかけ

本市は、府等と連携し、市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たり、消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また買占め及び売惜しみが生じないよう適切な措置を要請する。（市民部）

府域が緊急事態宣言区域に指定されている場合の措置

上記の対策に加え、必要に応じて、以下の対策を講じる。

① 業務の継続等

本市は、国が行う各登録事業者における事業継続の状況や新型インフルエンザ等による従業員のり患状況確認等に協力する。（総務部、市民部、健康福祉部）

② 水の安定供給

水道事業者である本市は、本市行動計画または業務計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じる。（水道局）

③ サービス水準に係る市民への呼びかけ

本市は、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握に努め、市民に対して、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。（総合政策部、総務部、市民部、健康福祉部）

④ 生活関連物資等の価格の安定等

本市は、市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等

の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう調査・監視をするとともに、必要に応じ小売業等関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、生活関連物資等の需給、価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ市民からの相談・情報収集窓口の充実を図る。また、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、または生じるおそれがあるときは、市行動計画等で定めるところにより、適切な措置を講じる。(市民部)

⑤ 要援護者への生活支援

本市は、府と連携して、在宅の高齢者、障がい者等の要援護者の生活支援（見回り、介護、訪問介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。  
(総務部、健康福祉部)

⑥ 埋葬・火葬の特例等

・本市は、飯盛霊園組合管理者に対し、可能な限り火葬炉を稼働させるよう要請する。(環境事業部)

・本市は、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。(総務部、健康福祉部、公共施設設置・管理部局)

## 5. 小康期

●状態
・ 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。 ・ 大流行はいったん終息している状態
●対策の目的
・ 市民生活・市民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。
●対策の考え方
・ 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。 ・ 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。 ・ 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

### (1) 実施体制

本市は、緊急事態解除宣言が発出された時は、速やかに本市対策本部（任意の対策本部を含む）を廃止する。（総務部、健康福祉部）

### (2) サーベイランス・情報収集

#### ① 情報収集

本市は、国、府等を通じて、新型インフルエンザ等の対策等に関する国内外の情報を収集する。（健康福祉部）

#### ② サーベイランス

本市は、インフルエンザに関する通常のサーベイランスを継続するとともに、府が再流行を早期に探知するため実施する学校サーベイランスに協力する。（健康福祉部、学校教育部）

### (3) 情報提供・共有

#### ① 情報提供

本市は、引き続き、市民に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供する。

#### ② コールセンター等の体制の縮小

本市は、状況を見ながら、コールセンター等の体制を縮小する。（総合政策部、総務部、市民部、健康福祉部）

### (4) 予防・まん延防止

① 予防接種

本市は、流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。  
（健康福祉部）

府域が緊急事態宣言区域に指定されている場合の措置

上記の対策に加え、必要に応じ、国及び府と連携し、流行の第二波に備え、特措法第46条に基づく住民接種を進める。（健康福祉部）

(5) 医療

流行の第二波に備え、府からの医療体制などの支援の要請に適時協力する。

府域が緊急事態宣言区域に指定されている場合の措置

上記の対策に加え、必要に応じ、府内感染期に講じた措置を適宜縮小もしくは中止する。（総務部、健康福祉部）

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

① 市民・事業者への呼びかけ

本市は、必要に応じ、引き続き市民に対し、食料品・生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないように要請する。  
（市民部）

府域が緊急事態宣言区域に指定されている場合の措置

上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を講じる。

①業務の再開

本市は、市内の事業者に対し、感染動向を踏まえつつ、事業継続に不可欠な重要業務への重点化のために、縮小もしくは中止していた業務を再開しても差し支えない旨周知する。（総合政策部、総務部、市民部）

② 国及び府と連携し、市内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、緊急事態措置を縮小もしくは中止する。（総務部、市民部、健康福祉部）

## 【新型インフルエンザ等対策行動計画において協力依頼する公用施設等】

新型インフルエンザ等対策行動計画に基づいて実施する諸施策に協力を依頼する公用施設等（一部民間施設含む）の一覧です。

所管部局	施設等名
総務部	市役所
市民部	消費生活センター
	市民公益活動センター
	中小企業サポートセンター
	南部市民センター
健康福祉部	社会福祉協議会
	保健福祉センター（育児サポートセンター含む）
	市立保育園
	私立保育園
	なかよし広場
	放課後児童クラブ
	ふれあい交流サロン
	障がい者相談支援センターJS
	障がい者福祉センター
	老人福祉センター
	高齢者ふれあいセンター
	地域高齢者交流サロン
	知的障害児通園施設・肢体不自由児通園施設
環境事業部	環境センター
	リサイクルプラザ
水道局	泉町浄水場
学校教育部	市立小学校
	市立中学校
	市立幼稚園
	教育センター
生涯学習部	ルミエールホール
	中塚荘
	脇田いきいきルーム
	市民プラザ

所管部局	施設等名
生涯学習部	生涯学習センター
	青少年活動センター
	公民館
	文化会館
	歴史資料館
	図書館
	図書館市民プラザ分館
	青少年運動広場
	テニスコート
	旧第六中学校運動広場体育館
	旧第六中学校運動広場グラウンド
	旧北小学校体育施設体育館
	旧北小学校体育施設グラウンド
	門真市民プラザ体育館
	門真市民プラザグラウンド



## 特定接種の対象となる業種・職務について

特定接種の対象となり得る者の範囲や総数、接種順位等は、新型インフルエンザ等発生時に政府対策本部において、発生状況等に応じて柔軟に決定されるが、発生時に速やかに接種体制を整備するために、基本的な考え方を以下のとおり整理した。

### (1) 特定接種の登録事業者

#### A 医療分野

(A-1：新型インフルエンザ等医療型、A-2：重大・緊急医療型)

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
新型インフルエンザ等医療型	A-1	新型インフルエンザ等の患者又は新型インフルエンザ等に罹患していると疑うに足りる正当な理由のある者に対して、新型インフルエンザ等に関する医療の提供を行う病院、診療所、薬局及び訪問看護ステーション	新型インフルエンザ等医療の提供	厚生労働省
重大・緊急医療型	A-2	救命救急センター、災害拠点病院、公立病院、地域医療支援病院、国立ハンセン病療養所、独立行政法人国立がん研究センター、独立行政法人国立循環器病研究センター、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター、独立行政法人国立国際医療研究センター、独立行政法人国立成育医療研究センター、独立行政法人国立長寿医療研究センター、独立行政法人国立病院機構の病院、独立行政法人労働者健康福祉機構の病院、社会保険病院、厚生年金病院、日本赤十字病院、社会福祉法人恩賜財団済生会の病院、厚生農業協同組合連合会の病院、社会福祉法人北海道社会事業協会の病院、大学附属病院、二次救急医療機関、救急告示医療機関、分娩を行う医療機関、透析を行う医療機関	生命・健康に重大・緊急の影響がある医療の提供	厚生労働省

(注1) 重大緊急医療型小分類には、公立の医療機関も含め記載。

## B 国民生活・国民経済安定分野

(B-1：介護・福祉型、B-2：指定公共機関型、B-3 指定公共機関同類型、B-4 社会インフラ型、B-5:その他)

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
社会保険・社会福祉・介護事業	B-1	介護保険施設（A-1に分類されるものを除く。）、指定居宅サービス事業、指定地域密着型サービス事業、老人福祉施設、有料老人ホーム、障害福祉サービス事業、障害者支援施設、障害児入所支援、救護施設、児童福祉施設	サービスの停止等が利用者の生命維持に重大・緊急の影響がある介護・福祉サービスの提供	厚生労働省
医薬品・化粧品等卸売業	B-2 B-3	医薬品卸売販売業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療用医薬品の販売	厚生労働省
医薬品製造業	B-2 B-3	医薬品製造販売業 医薬品製造業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療用医薬品の生産	厚生労働省
医療機器修理業 医療機器販売業 医療機器賃貸業	B-2 B-3	医療機器修理業 医療機器販売業 医療機器賃貸業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療機器の販売	厚生労働省
医療機器製造業	B-2 B-3	医療機器製造販売業 医療機器製造業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療機器の生産	厚生労働省
ガス業	B-2 B-3	ガス業	新型インフルエンザ等発生時における必要なガスの安定的・適切な供給	経済産業省
銀行業	B-2	中央銀行	新型インフルエンザ等発生時における必要な通貨及び金融の安定	財務省

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
空港管理者	B-2 B-3	空港機能施設事業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の航空機による運送確保のための空港運用	国土交通省
航空運輸業	B-2 B-3	航空運送業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の運送	国土交通省
水運業	B-2 B-3	外航海運業 沿海海運業 内陸水運業 船舶貸渡業	新型インフルエンザ等発生時における必要な緊急物資(特措法施行令第14条で定める医薬品、食品、医療機器その他衛生用品、燃料をいう。以下同じ。)の運送業務	国土交通省
通信業	B-2 B-3	固定電気通信業 移動電気通信業	新型インフルエンザ等発生時における必要な通信の確保	総務省
鉄道業	B-2 B-3	鉄道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の運送	国土交通省
電気業	B-2 B-3	電気業	新型インフルエンザ等発生時における必要な電気の安定的・適切な供給	経済産業省
道路貨物運送業	B-2 B-3	一般貨物自動車運送業	新型インフルエンザ等発生時における必要な緊急物資の運送	国土交通省
道路旅客運送業	B-2 B-3	一般乗合旅客自動車運送業 患者等搬送事業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客の運送	国土交通省
放送業	B-2 B-3	公共放送業 民間放送業	新型インフルエンザ等発生時における国民への情報提供	総務省

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
郵便業	B-2 B-3	郵便	新型インフルエンザ等発生時における郵便の確保	総務省
映像・音声・文字情報制作業	B-3	新聞業	新型インフルエンザ等発生時における国民への情報提供	—
銀行業	B-3	銀行 中小企業等金融業 農林水産金融業 政府関係金融機関	新型インフルエンザ等発生時における必要な資金決済及び資金の円滑な供給	金融庁 内閣府 経済産業省 農林水産省 財務省 厚生労働省
河川管理・用水供給業	—	河川管理・用水供給業	新型インフルエンザ等発生時における必要な水道、工業用水の安定的・適切な供給に必要な水源及び送水施設の管理	国土交通省
工業用水道業	—	工業用水道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な工業用水の安定的・適切な供給	経済産業省
下水道業	—	下水道処理施設維持管理業 下水道管理施設維持管理業	新型インフルエンザ等発生時における下水道の適切な運営	国土交通省
上水道業	—	上水道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な水道水の安定的・適切な供給	厚生労働省
金融証券決済事業者	B-4	全国銀行資金決済ネットワーク 金融決済システム 金融商品取引所等 金融商品取引清算機関 振替機関	新型インフルエンザ等発生時における金融システムの維持	金融庁

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
石油・鉱物卸売業	B-4	石油卸売業	新型インフルエンザ等発生時における石油製品（LPガスを含む）の供給	経済産業省
石油製品・石炭製品製造業	B-4	石油精製業	新型インフルエンザ等発生時における石油製品の製造	経済産業省
熱供給業	B-4	熱供給業	新型インフルエンザ等発生時における熱供給	経済産業省
飲食料品小売業	B-5	各種食料品小売業 食料品スーパー コンビニエンスストア	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品（缶詰・農産保存食料品、精穀・精粉、パン・菓子、レトルト食品、冷凍食品、めん類、育児用調整粉乳をいう。以下同じ。）の販売	農林水産省 経済産業省
各種商品小売業	B-5	百貨店・総合スーパー	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品、生活必需品（石けん、洗剤、トイレトペーパー、ティッシュペーパー、シャンプー、ごみビニール袋、衛生用品をいう。以下同じ。）の販売	経済産業省
食料品製造業	B-5	缶詰・農産保存食料品製造業 精穀・製粉業 パン・菓子製造業 レトルト食品製造業 冷凍食品製造業 めん類製造業 処理牛乳・乳飲料製造業（育児用調整粉乳に限る）	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料の供給	農林水産省

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
飲食料品卸売業	B-5	食料・飲料卸売業 卸売市場関係者	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料及び食料を製造するための原材料の供給	農林水産省
石油事業者	B-5	燃料小売業（LPGガス、ガソリンスタンド）	新型インフルエンザ等発生時におけるLPGガス、石油製品の供給	経済産業省
その他の生活関連サービス業	B-5	火葬・墓地管理業	火葬の実施	厚生労働省
その他の生活関連サービス業	B-5	冠婚葬祭業	遺体の死後処理	経済産業省
その他小売業	B-5	ドラッグストア	新型インフルエンザ等発生時における最低限の生活必需品の販売	経済産業省
廃棄物処理業	B-5	産業廃棄物処理業	医療廃棄物の処理	環境省

(注2) 業種名は、原則として日本標準産業分類上の整理とする。

(注3) 上記の標準産業分類には該当しないが、特定接種対象業種と同様の社会的役割を担う事業所については同様の社会的役割を担っている日本標準産業分類に該当する事業所として整理する。

**(2) 特定接種の対象となり得る国家公務員及び地方公務員**

特定接種の対象となり得る新型インフルエンザ等対策の職務は以下のいずれかに該当する者である。

区分1：新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務

(=新型インフルエンザ等の発生により生ずる又は増加する職務)

区分2：新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務

区分3：民間の登録事業者と同様の職務

**区分1：新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務**

特定接種の対象となる職務	区分	担当省庁
政府対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	区分1	内閣官房
政府対策本部の事務	区分1	内閣官房
政府が行う意思決定・重要政策の企画立案に関わる業務、閣議関係事務	区分1	内閣官房
政府対策本部の意思決定に必要な専門的知見の提供	区分1	内閣官房
各府省庁の意思決定・総合調整に関する事務（秘書業務を含む）	区分1	各府省庁
各府省庁の新型インフルエンザ等対策の中核を担う本部事務 具体的な本部業務の考え方は、以下の通り ・対策本部構成員、幹事会構成員、事務局員のみを対象 ・事務局員については、新型インフルエンザ等対策事務局事務に専従する者のみ	区分1	各府省庁
諸外国との連絡調整、在外邦人支援	区分1	外務省
検疫・動物検疫・入国管理・税関の強化 (検疫実施空港・港における水際対策・検疫事務)	区分1	厚生労働省 農林水産省 法務省 財務省

特定接種の対象となる職務	区分	担当省庁
国内外の情報収集・検査体制の整備・ワクチン製造株の開発・作製	区分1	厚生労働省
緊急の改正が必要な法令の審査、解釈（行政府）	区分1	内閣法制局
都道府県対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	区分1	—
都道府県対策本部の事務	区分1	—
市町村対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	区分1	—
市町村対策本部の事務	区分1	—
新型インフルエンザウイルス性状解析、抗原解析、遺伝子解析、発生流行状況の把握	区分1	—
住民への予防接種、帰国者・接触者外来の運営、疫学的調査、検体の採取	区分1	—
新型インフルエンザ等対策に必要な法律の制定・改正、予算の議決、国会報告に係る審議（秘書業務を含む）	区分1	—
新型インフルエンザ等対策に必要な都道府県、市町村の予算の議決、議会への報告	区分1	—
国会の運営	区分1	—
地方議会の運営	区分1	—
緊急の改正が必要な法令の審査、解釈（立法府）	区分1	—

**区分2：新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務**

特定接種の対象となる職務	区分	担当省庁
令状発付に関する事務	区分2	—
勾留請求、勾留状の執行指揮等に関する事務	区分2	法務省
刑事施設等（刑務所、拘置所、少年刑務所、少年院、少年鑑別所）の保安警備	区分2	法務省
医療施設等の周辺における警戒活動等 犯罪の予防・検挙等の第一線の警察活動	区分1 区分2	警察庁
救急 消火、救助等	区分1 区分2	消防庁
事件・事故等への対応及びそれらを未然に防止するため 船艇・航空機等の運用、船舶交通のための信号等の維持	区分1 区分2	海上保安庁
防衛医科大学校病院及び各自衛隊病院等における診断・治療 家さんに対する防疫対策、在外邦人の輸送、医官等による検疫支援、緊急物資等の輸送 その他、第一線（部隊等）において国家の危機に即応して対処する事務 自衛隊の指揮監督	区分1 区分2	防衛省
国家の危機管理に関する事務	区分2	内閣官房 各府省庁

**区分3：民間の登録事業者と同様の業務**

(1)の新型インフルエンザ等医療、重大緊急医療系、社会保険・社会福祉・介護事業、電気業、ガス業、鉄道業、道路旅客運送業、航空運送業もしくは空港管理者（管制業務を含む。）、火葬・墓地管理業、産業廃棄物処理業、上水道業、河川管理・用水供給業、工業用水道業、下水道処理施設維持管理業及び下水道管理施設維持管理業と同様の社会的役割を担う職務

(参考資料1)

## 発生段階別 対応一覧

取組	取組内容	未発生期	府内未発生期	府内発生早期	府内感染期	小康期
(1) 実施体制						
行動計画等の作成	特措法の規定に基づき、新型インフルエンザ等行動計画審議会の意見を踏まえて、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた本市行動計画の策定を全庁で行い、必要に応じて見直していく。	○				
体制の整備及び国、府等との連携強化	対策本部(任意の対策本部を含む)が設置される前から、新型インフルエンザ等対策会議を必要に応じて設置し、新型インフルエンザ等の発生に備えた体制を整備する。	○				
	発生時に備え、行政機能を維持するための業務継続計画を全庁で作成する。	○				
	国、府、指定地方公共機関と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報交換、連携体制の確認、訓練に協力する。	○				
本市の体制強化等	海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがある場合には、対策会議を開催し緊急協議を行うなど、本市対策本部の設置に向けた準備を進める。		○			
	府対策本部、府対策本部が設置され、国内の何れかの地域でも発生した場合には、直ちに対策会議を開催し、本市対策本部(任意)の設置を検討する。		○			
	国が示す基本的対処方針等に基づき、本市対策本部(任意)において対応方針を決定し、迅速な対応を図るとともに、必要に応じて、有識者等の出席を求め、専門的な意見聴取を行う。		○			
市対策本部の設置	府域に緊急事態宣言が行われた場合は、直ちに本市対策本部を設置(任意の対策本部から切り替え)し、対応方針を決定する。			○	○	
市対策本部の廃止	緊急事態解除宣言が発出された時は、速やかに本市対策本部(任意の対策本部を含む)を廃止する。					○
(2) サーベイランス・情報収集						
情報収集	国、府等の関係機関を通じて、新型インフルエンザ等の対策等に関する様々な最新情報を収集する。	○	○	○	○	○
学校サーベイランス	市内の学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況(学校・学年閉鎖、休校等)を調査する府の学校サーベイランスに協力し、インフルエンザの感染拡大防止に努める。	○	○	○	○	○

取組	取組内容	未発生期	府内未発生期	府内発生早期	府内感染期	小康期
(3) 情報提供・共有						
体制整備等	<p>新型インフルエンザ等発生時に、発生状況に応じた市民への情報提供を行うため、以下について検討を行い、あらかじめ想定できるものについては、決定しておく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報提供内容: 対策の決定プロセスや対策の理由、個人情報保護と公益性とに十分配慮した内容、対策の実施主体の明確化</li> <li>・媒体: テレビや新聞等のマスメディア活用を基本とするが、情報の受け手に応じ、SNSを含めた利用可能な複数の媒体・機関等の活用</li> </ul>	○				
	<p>一元的な情報提供を行うために、情報を集約してわかりやすく継続的に提供する体制を構築し、担当者間等のホットラインを設け、緊急時に情報を提供できる体制の整備を検討する。</p>	○				
情報提供	<p>新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、各種媒体を利用し、継続的にわかりやすい情報提供を行う。</p>	○				
	<p>マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図る。</p>	○				
	<p>市民に対して、できる限りリアルタイムで情報提供し、注意喚起を行う。</p>		○			
	<p>本市対策本部に一元的な情報管理及び情報発信を行う広報担当を配置し、正確な情報を迅速に伝えたとともに、風評被害軽減のための広報を実施する。</p>		○			
	<p>本市は、引き続き市民に対して、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、国内の発生状況と具体的な対策等について、その決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともに詳細に分かりやすく、できる限り速やかに報告する。</p>			○	○	
	<p>本市は、引き続き市民に対して、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供する。</p>					○
	<p>本市は、特に、市民一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染対策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応(受診の方法等)を周知する。</p>			○	○	
	<p>本市は、関係機関と連携し、学校・保育施設等や福祉施設、事業所等での感染拡大防止策についての情報を適切に提供する。</p>			○	○	
	<p>本市は、引き続き市民からコールセンター等に寄せられる問い合わせ内容、市町村や関係機関等から寄せられる情報の内容を踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握するとともに、本市は、市民の不安等を解消するために、必要に応じて情報提供を行うとともに、以後の情報提供に反映する。</p>			○	○	

取組	取組内容	未発生期	府内未発生期	府内発生早期	府内感染期	小康期
コールセンターの設置	新型インフルエンザ等の発生時に、市民からの相談に応じられるよう、市のコールセンター等の設置準備を進める。	○				
	国、府等が作成したQ&Aを参考に、市民からの一般的な問い合わせに対応できるコールセンター等を庁内に設置する。		○			
	国、府等が作成したQ&A等を活用するとともに、インフルエンザ相談窓口等での相談体制の充実・強化を図る。			○	○	
	状況を見ながら、コールセンター等の体制を縮小する。					○
情報共有	国、府及び関係機関等とのインターネット等を活用したりリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う問合せ窓口での情報を広報・広聴関係各部と共有する。		○			
(4) 予防・まん延防止						
対策実施のための準備	本市、学校・保育施設、福祉施設及び事業者等は、基本的な感染対策の普及を図り、また、自らの発症が疑わしい場合は、帰国者・接触者相談センターに連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について、市民の理解促進を図る。	○				
	国、府と連携し、緊急事態宣言発出時における不要不急の外出自粛要請等の感染拡大防止対策について、市民の理解促進を図る。	○				
市内での感染拡大防止策	・市民、福祉施設、事業所等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人込みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。			○	○	
	・事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。			○	○	
	・病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等において、感染対策を強化するよう要請する。			○	○	
	公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染予防策を講じるよう要請する。				○	
特定接種	厚生労働省が行う登録事業者の登録に協力する。	○				
	特定接種の対象となる本市職員等をあらかじめ決定するとともに、集団接種体制を整備する。	○				
	国の基本的対処方針を踏まえ、国、府と連携して、職員のうち、あらかじめ接種対象者と決定した者に対して、原則、集団的な接種により、本人の同意を得て特定接種を行う。		○			
感染症危険情報の発出等	国が発出した感染症危険情報を受け、関係機関と協力し、海外への渡航者に対し、新型インフルエンザ等の発生状況や個人が取るべき対応に関する情報提供及び注意喚起を行う。		○			

取組	取組内容	未発生期	府内未発生期	府内発生早期	府内感染期	小康期
住民への 予防接種	特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づく市民へのワクチン接種を速やかに行うため、政府行動計画、府行動計画で示された接種の考え方を踏まえ、あらかじめ優先接種対象者(ワクチン需要量)を把握する。	○				
	円滑な接種のために、国及び府の技術的な支援を受けて、あらかじめ市町村間で広域的な協定を結ぶなど、本市以外の市町村における接種を可能にするよう努める。	○				
	速やかに接種することができるよう、国、府、本市医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種対象者に応じた接種の具体的な実施方法について準備を進める。	○				
	事前に市行動計画に定めた接種体制により、具体的な接種体制の構築の準備を進める。		○			
	発生した新型インフルエンザ等に関する情報を踏まえて国が接種順位を決定し、ワクチン供給が可能になり次第、市民周知を図るとともに、関係者の協力を得て、接種を開始する。				○	
	接種の実施に当たり、国、府及び市医師会等と連携して、公的施設の活用等により接種会場を確保しての集団接種や、個別接種、あるいはそれぞれの組み合わせ等、接種対象者に応じた接種を行う。				○	
	予防接種法第6条第3項に基づく新臨時の予防接種を進める。					○
	流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。					
(5) 医療						
地域医療体制の整備	市医師会等と連携し、府が行う帰国者・接触者外来を設置する医療機関等のリストアップの準備に協力する。	○				
府内感染期に備えた医療の確保	以下の点に留意して、府が行う府内感染期に備えた医療の確保に協力する。 ア 臨時の医療施設等として転用できる施設をあらかじめ調査し、リスト化の検討に協力する。 イ 市内で患者が発生した場合に備えて、府の搬送体制確保への協力を行う。	○				
新型インフルエンザ等の症例定義	国が示す新型インフルエンザ等の症例定義について、関係機関に周知する。			○		
医療体制の整備	府と連携して、発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者について、帰国者・接触者外来において受診するよう周知する。			○		
	府が実施する診療体制等の要請に対し、協力を努める。				○	○

取組	取組内容	未発生期	府内未発生期	府内発生早期	府内感染期	小康期
府の搬送体制確保への協力	保健所を通じ、市内での患者発生に備えて、消防本部と情報共有を図るとともに、患者の搬送・移送に関する協力・連携体制の徹底を図る。		○	○	○	
在宅で療養する患者への支援	国及び府と連携し、関係機関・団体等の協力を得ながら、在宅で療養する者への支援(見回り、訪問介護、食事の提供、医療機関への移送)や自宅で死亡した患者への対応を行う。				○	
(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保						
業務計画等の策定	市内の事業者に対し、新型インフルエンザ等の発生時に備え、職場における感染対策、重要業務の継続や一部の業務の縮小について計画を策定する等の十分な事前の準備を行うよう呼びかけていく。	○				
要援護者への生活支援	府と連携し、府内感染期における在宅の高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援(見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事の提供等)、医療機関への搬送、死亡時の対応等について、その具体的手続きを決めておく。 また、地域団体等による地域における見守り活動等を通して、要援護者の状況把握に努める。	○				
遺体の火葬・安置等	府と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。	○				
	府と連携し、飯盛霊園の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。		○			
物資及び資材の備蓄等	新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄等し、又は施設及び設備を整備等する。	○				
事業者の対応	府等と連携し、市内の事業者に対し、従業員の健康管理の徹底と、職場における感染予防策を実施するための準備を行うよう要請する。		○	○	○	
市民・事業者への呼びかけ	市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たり、消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。		○	○	○	○
	市民に対し、外出自粛等に備え、食料品や生活必需品等を適切に備蓄するよう呼びかける。		○			

## 緊急事態宣言時の対応

取組	取組内容	府内未発生期	府内発生早期	府内感染期	小康期
<b>(1) 実施体制</b>					
緊急事態宣言の発出	緊急事態措置を実施すべき機関については、政府対策本部長が基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて決定される。区域については、広域的な行政単位である都道府県の区域をもとに、発生区域の存在する都道府県及び隣接県が指定される。		○		
市対策本部の設置	府域に緊急事態宣言が行われた場合は、直ちに本市対策本部を設置(任意の対策本部から切り替え)し、対応方針を決定する。		○	○	
他の地方公共団体による代行、応援等	新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法の規定に基づき他の地方公共団体による代行、応援、職員の派遣等の措置の活用を行う。			○	
緊急事態解除宣言の発出	緊急事態解除宣言が発出された時は、速やかに本市対策本部(任意の対策本部を含む)を廃止する。				○
<b>(4) 予防・まん延防止</b>					
外出自粛の要請等	本市の区域を対象として、特措法第45条第1項に基づく住民に対する外出自粛の要請を行う場合には、市民及び事業者等へ迅速に周知徹底を図る。		○	○	
施設の使用制限の要請	府が、特措法第45条第2項に基づく学校、保育所等に対する施設の使用制限の要請を行う場合には、関係団体等と連携して、迅速に周知徹底を図る。		○	○	
予防接種	国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。		○	○	
	必要に応じ、国及び府と連携し、流行の第二波に備え、特措法第46条に基づく住民接種を進める。				○
<b>(5) 医療</b>					
臨時の医療対策	府が必要に応じて行う臨時の医療対策等に関し、可能な範囲での協力をを行う。			○	
措置の縮小・中止	必要に応じ、府内感染期に講じた措置を適宜縮小もしくは中止する。				○
<b>(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保</b>					
事業者の対応等	国が行う各登録事業者における事業継続の状況や新型インフルエンザ等による従業員のり患状況確認等に協力する。			○	
水の安定供給	水道事業者である本市は、本市行動計画または業務計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じる。		○	○	
サービス水準に係る市民への呼びかけ	事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、市民に対し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。		○	○	
生活関連物資等の価格の安定等	市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。		○	○	
	生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、または生じるおそれがあるときは、市行動計画等で定めるところにより、適切な措置を講じる。				○

取組	取組内容	府内未発生期	府内発生早期	府内感染期	小康期
要援護者への生活支援	府と連携して、在宅の高齢者、障がい者等の要援護者の生活支援(見回り、介護、訪問介護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等に係る総合調整を行う。			○	
埋葬・火葬の特例等	飯盛霊園組合管理者に対し、可能な限り火葬炉を稼働させるよう要請する。			○	
	死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。			○	
業務の再開	市内の事業者に対し、感染動向を踏まえつつ、事業継続に不可欠な重要業務への重点化のために、縮小もしくは中止していた業務を再開しても差し支えない旨周知する。				○
緊急事態措置の縮小もしくは中止	国及び府と連携し、市内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、緊急事態措置を縮小もしくは中止を決定する。				○

## 門真市新型インフルエンザ等対策本部条例

(目的)

**第1条** この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第37条において準用する法第26条の規定に基づき、門真市新型インフルエンザ等対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

**第2条** 新型インフルエンザ等対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総括する。

2 新型インフルエンザ等対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を補佐し、本部の事務を整理する。

3 新型インフルエンザ等対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

4 本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、本市の職員のうちから市長が任命する。

(会議)

**第3条** 本部長は、本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、本部の会議（以下「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第35条第4項の規定に基づき、国の職員その他本市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

**第4条** 本部長は、必要と認めるときは、本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

**第5条** 前各条に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

**附 則**

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第1条関係）		別表（第1条関係）	
区分	報酬額	区分	報酬額
〃 略		〃 略	
(仮称) 門真市立総合 体育館設計業務委託事 業者選定委員会委員	略	(仮称) 門真市立総合 体育館設計業務委託事 業者選定委員会委員	略
新型インフルエンザ等 行動計画審議会委員	日 8,400 円		
略		略	
備考 略		備考 略	

(門真市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部改正)

3 門真市災害派遣手当等の支給に関する条例（平成19年門真市条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(趣旨)	(趣旨)
<b>第1条</b> この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第6項及び災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第19条の規定に基づき、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32	<b>第1条</b> この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第6項及び災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第19条の規定に基づき、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32

改正後	改正前
<p>条第1項に規定する職員、<u>武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律</u>（平成16年法律第112号）第154条（同法第183条において準用する場合を含む。）に規定する職員及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第44条に規定する職員（以下これらを「派遣職員」という。）の災害派遣手当、<u>武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>（以下これらを「災害派遣手当等」という。）の支給に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>条第1項に規定する職員及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条（同法第183条において準用する場合を含む。）に規定する職員_____（以下これらを「派遣職員」という。）の災害派遣手当及び武力攻撃災害等派遣手当（以下これらを「災害派遣手当等」という。）の支給に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

（門真市附属機関に関する条例の一部改正）

- 4 門真市附属機関に関する条例（平成25年門真市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																				
<p><b>別表（第1条関係）</b></p> <p>1 市長の附属機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>担任する事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">\ 略</td> </tr> <tr> <td>門真市青少年問題協議会</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>門真市新型インフルエンザ等行動計画</td> <td>門真市新型インフルエンザ等行動計画の策定及び当該計画を</td> </tr> </tbody> </table>	名称	担任する事務	\ 略		門真市青少年問題協議会	略	門真市新型インフルエンザ等行動計画	門真市新型インフルエンザ等行動計画の策定及び当該計画を	<p><b>別表（第1条関係）</b></p> <p>1 市長の附属機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>担任する事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">\ 略</td> </tr> <tr> <td>門真市青少年問題協議会</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	担任する事務	\ 略		門真市青少年問題協議会	略						
名称	担任する事務																				
\ 略																					
門真市青少年問題協議会	略																				
門真市新型インフルエンザ等行動計画	門真市新型インフルエンザ等行動計画の策定及び当該計画を																				
名称	担任する事務																				
\ 略																					
門真市青少年問題協議会	略																				

改正後	改正前				
<table border="1"><tr><td data-bbox="260 315 467 504">議会</td><td data-bbox="467 315 767 504">推進するために必要 な事項についての調 査審議に関する事務</td></tr></table> <p data-bbox="225 517 316 551">2 略</p>	議会	推進するために必要 な事項についての調 査審議に関する事務	<table border="1"><tr><td data-bbox="868 315 1075 504"></td><td data-bbox="1075 315 1375 504"></td></tr></table> <p data-bbox="833 517 924 551">2 略</p>		
議会	推進するために必要 な事項についての調 査審議に関する事務				

## 門真市新型インフルエンザ等対策本部設置要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、門真市新型インフルエンザ等対策本部条例（平成25年門真市条例第25号）第5条の規定に基づき、門真市新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(所掌事務)

**第2条** 対策本部は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第34条第2項に定めるもののほか、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 新型インフルエンザ等に対する事前対策に関すること。
- (2) 新型インフルエンザ等発生時の初動対応に関すること。
- (3) 新型インフルエンザ等まん延時における危機管理対策に関すること。
- (4) 新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき行う施策の進捗に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、新型インフルエンザ等対策に必要な事項に関すること。

(副本部長)

**第3条** 対策本部の副本部長は、副市長の職にある者とする。

- 2 副本部長は、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(本部員)

**第4条** 法第35条第2項第4号の規定により市長が本部員として任命する職員は、別表第1に掲げる職にある者とする。

(対策会議)

**第5条** 市長は、対策本部の事務を補助させる場合その他必要と認める場合には、新型インフルエンザ等対策会議（以下「対策会議」という。）を設置することができる。

- 2 対策会議は、対策本部が設置されていない場合においても設置することができる。

- 3 対策会議は、会長、副会長及び会員をもって構成する。
- 4 会長は健康福祉部を担当する副市長とし、副会長は総務部を担当する副市長、会員は別表第2に掲げる職にある者とする。
- 5 対策会議は、会長が招集し、その議長となる。
- 6 会長は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出その他必要な協力を求めることができる。
- 7 会長は、新型インフルエンザ等による危機が解消されたと認めるときは、対策会議を廃止するものとする。

(任意の対策本部の設置)

**第6条** 会長は、新型インフルエンザ等の対策のため必要があると認めるときは、市長に対し任意の対策本部の設置を要請することができる。

- 2 前項の要請を受けた市長は、対策本部の設置の必要があると認めたときは、直ちに任意の対策本部を設置するものとする。
- 3 前項の任意の対策本部は、法第32条の政府対策本部長による新型インフルエンザ等緊急事態宣言後は、法第34条の規定により設置された対策本部とみなす。
- 4 任意の対策本部の構成員は、法第34条の規定により設置された対策本部の例による。
- 5 本部長は、新型インフルエンザ等による危機が解消されたと認めるときは、任意の対策本部を廃止するものとする。

(庶務)

**第7条** 法第34条の規定により設置された対策本部の庶務は、総務部危機管理課において行う。

- 2 任意の対策本部及び対策会議の庶務は、健康福祉部健康増進課において行う。

(委任)

**第8条** この要綱に定めるもののほか、対策本部、任意の対策本部及び対策会議の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年11月5日から施行する。  
(門真市新型インフルエンザ対策本部設置要綱の廃止)
- 2 門真市新型インフルエンザ対策本部設置要綱(平成21年5月18日施行)は、廃止する。

**別表第1** (第4条関係)

本部員
水道事業管理者、統括理事、教育次長、総合政策部長、総務部長、市民部長、健康福祉部長、環境事業部長、都市建設部長、会計管理者、水道局長、教育委員会事務局学校教育部長、教育委員会事務局生涯学習部長、選挙管理委員会事務局局長、固定資産評価審査委員会事務局局長、監査委員事務局局長、公平委員会事務局局長、議会事務局局長

**別表第2** (第5条関係)

会員
総合政策部長、総務部長、市民部長、健康福祉部長、環境事業部長、水道局長 教育委員会事務局学校教育部長、教育委員会事務局生涯学習部長、議会事務局 長

## 門真市附属機関に関する条例施行規則(抜粋)

(趣旨)

**第1条** この規則は、法律若しくはこれに基づく政令又は別に条例若しくは規則の定めのあるものを除くほか、門真市附属機関に関する条例（平成25年門真市条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

**第2条** 条例別表1の項に規定する附属機関（以下「附属機関」という。）の組織、委員の定数、構成及び任期並びに庶務担当機関は、別表に定めるとおりとする。

(委嘱又は任命)

**第3条** 附属機関の委員（以下「委員」という。）は、別表の委員の構成の欄に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

2 委員は、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等及び副会長等)

**第4条** 別表の組織の欄に掲げる会長又は委員長（以下「会長等」という。）及び副会長又は副委員長（以下「副会長等」という。）は、委員の互選により定める。

2 会長等は、会務を総理し、当該附属機関を代表する。

3 副会長等は、会長等を補佐し、会長等に事故があるとき又は会長等が欠けたときは、その職務を代理する。

4 副会長等を置かない附属機関において当該附属機関の会長等に事故があるとき又は会長等が欠けたときは、会長等があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

**第5条** 附属機関の会議（以下「会議」という。）は、会長等が招集し、その議長となる。ただし、会長等が定められていないときは、市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

**第6条** 会長等が必要と認めるときは、附属機関に専門的事項を分掌させるため、部会を置くこと

ができる。

2 前2条の規定は、部会について準用する。

3 前項に定めるもののほか、部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長等が定める。

(関係者の出席等)

**第7条** 附属機関は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(守秘義務)

**第8条** 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

**第9条** この規則に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(規則の廃止)

2 次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 門真市住居表示審議会規則(昭和39年規則第11号)

(2) 門真市医療事故調査委員会規則(昭和51年門真市規則第13号)

(3) 門真市交通問題対策協議会規則(昭和52年門真市規則第23号)

(4) 門真市予防接種健康被害調査委員会規則(昭和53年門真市規則第3号)

(5) 門真市個人情報保護審議会規則(平成12年門真市規則第38号)

(経過措置)

3 この規則の施行の際現に前項に掲げる規則の規定により委員に委嘱され、又は任命されている者は、それぞれこの規則の規定により委員として引き続き在任するものとし、その任期は、別表の任期の欄に掲げる任期にかかわらず、前項の規則の規定に基づく委員としての残任期間とする。

4 この規則の施行の際現に附則第2項に掲げる規則の規定により定められた会長等又は副会長等である者は、それぞれ、この規則の施行の日に、第4条第1項の規定により会長等又は副会長等として定められた者とみなす。

附 則(平成25年7月3日門真市規則第40号)

この規則は、公布の日から施行する。

名称	組織	委員の 定数	委員の構成	委員の任期	庶務担当 機関
門真市新型インフルエンザ等行動計画審議会	会長 副会長	15人以 内	(1) 学識経験者 (2) 保健・医療団体を代表する者 (3) 福祉団体を代表する者 (4) 地域団体を代表する者 (5) 関係団体を代表する者 (6) 関係行政機関の職員 (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者	2年	健康福祉部健康増進課

一部改正〔平成25年門真市規則40号〕

## 門真市新型インフルエンザ等対策行動計画策定委員会設置要綱

(設置)

**第1条** 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第8条に規定する新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画（以下「市行動計画」という。）を策定するため、門真市新型インフルエンザ等対策行動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

**第2条** 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市行動計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市行動計画策定に関し、必要と認められる事項に関すること。

(組織)

**第3条** 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員会の委員長は、健康福祉部長の職にある者とし、副委員長は、総務部長の職にある者とする。
- 3 委員は、次の表に掲げる職にある者とする。

総合政策部長、市民部長、教育委員会事務局学校教育部長、教育委員会事務局生涯学習部長
---

(委員長及び副委員長)

**第4条** 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第5条** 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(実務者会議の設置)

**第6条** 委員会に実務者会議を置く。

- 2 実務者会議は、市行動計画の策定に関する基本的な事項の検討及び計画の企画立案並びに調整を行う。

3 前2条の規定は、実務者会議について準用する。

(実務者会議の組織)

**第7条** 実務者会議は、会長、副会長及び会員をもって構成する。

2 実務者会議の会長は、健康増進課長の職にある者とし、副会長は、危機管理課長の職にある者とする。

3 会員は、次の表に掲げる職にある者とする。

秘書広報課長、企画課長、地域活動課長、福祉政策課長、教育委員会事務局教育総務課長、教育委員会事務局地域教育文化課長
---

(関係者の出席等)

**第8条** 委員会及び実務者会議は、必要に応じて関係職員の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(報告)

**第9条** 会長は、市行動計画策定案の検討経過を委員会に報告しなければならない。

2 委員長は、委員会及び門真市新型インフルエンザ等行動計画審議会の検討経過又はその結果について、必要に応じて市長に報告しなければならない。

(庶務)

**第10条** 委員会及び実務者会議の庶務は、健康福祉部健康増進課において行う。

(細目)

**第11条** この要綱に定めるもののほか、委員会及び実務者会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成25年9月30日から施行する。

## ◆門真市新型インフルエンザ等行動計画審議会 名簿

氏名	所属	備考
西山 利正	関西医科大学公衆衛生学講座主任教授	委員長 学識経験者
吉岡 宗	門真市医師会	副委員長 保健・医療団体を代表する者
副島 之彦	門真市歯科医師会	保健・医療団体を代表する者
坂出 朱美	門真市薬剤師会	保健・医療団体を代表する者
藤江 冬人	門真市社会福祉協議会	福祉団体を代表する者
橋本 ハツミ	民生委員児童委員協議会	地域団体を代表する者 (第1回目審議会)
五十野 文子		(第2・3回目審議会)
八尾 ひろみ	エイフボランタリーネットワーク	地域団体を代表する者
四橋 勝	守口市門真市消防組合門真消防署長	関係団体を代表する者
高林 弘の	大阪府守口保健所	関係団体を代表する者
中道 寿一	門真市健康福祉部次長兼福祉事務所長	関係行政機関の職

## ◆門真市新型インフルエンザ等対策行動計画策定の経過

年月日	会議名	主な内容
平成 25 年 10 月 2 日	第 1 回策定委員会	・ 新型インフルエンザ等対策行動計画の概要について ・ 策定のスケジュールについて
10 月 25 日	第 1 回実務者会議	・ 新型インフルエンザ等対策行動計画の概要について ・ 策定のスケジュールについて
11 月 5 日	第 1 回審議会	・ 会長、副会長の選任について ・ 新型インフルエンザ等対策行動計画の概要について ・ 会議の公開について ・ 審議事項について ・ 策定のスケジュールについて
11 月 18 日	第 2 回実務者会議	・ 新型インフルエンザ等対策行動計画たたき台について
12 月 24 日	第 2 回審議会	・ 新型インフルエンザ等対策行動計画たたき台について
平成 26 年 1 月 7 日	第 3 回実務者会議	・ 新型インフルエンザ等対策行動計画（素案）について
1 月 14 日	第 2 回策定委員会	・ 新型インフルエンザ等対策行動計画（素案）について ・ 新型インフルエンザ等対策行動計画（素案）の概要版について
2 月 24 日	第 4 回実務者会議	
2 月 25 日	第 3 回審議会	
3 月 20 日	第 3 回策定委員会	

## 用語解説

## ※アイウエオ順

## ●ア 行

## ○ アジアインフルエンザ

アジアかぜは、中国南西部で発生して 1956 年～57 年に世界的に流行したインフルエンザ。ウイルスは A 型の H2N2 亜型。

## ○ インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A 型、B 型、C 型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのは A 型のみである。A 型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素 (HA) とノイラミニダーゼ (NA) という、2 つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。(いわゆる A/H1N1、A/H3N2 というのは、これらの亜型を指している。)

## ○ SNS (Social Networking Service)

ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略称。「人同士のつながり」を電子化するサービス。自己情報のコントロールや人との出会いといった目的を掲げ、各社がサービスを行っている。「コミュニティ」を通じた「友達の輪」のネットワーク型組織。最も会員数の多い SNS は Facebook とされている。

## ○ 大阪府感染症情報センター

府内における感染症全般について、患者情報、病原体情報などを収集分析し、大阪府に報告するとともに、医師会などの関係機関に提供・公開する機関で、大阪府立公衆衛生研究所に設置されている。

## ○ 大阪府新型インフルエンザ等協力医療機関

新型インフルエンザ等患者の治療を行う医療機関で知事が登録するものをいい、府内の保健所と連携し、新型インフルエンザ等患者の治療を行い、感染拡大防止に寄与する。

## ○ 大阪府立公衆衛生研究所

府民の健康と生活の安全を守るために様々な試験・検査、調査・研究、研修・指導及び情報の収集・解析・提供を行っている大阪府の組織。

研究所内には、大阪府感染症情報センターがあり、府全域のサーベイランスの集約、分析、公表を行っている。

## ●力 行

### ○ 家さん

鶏、あひる、うずら等、家畜として飼養されている鳥。

なお、家畜伝染病予防法における高病原性鳥インフルエンザの対象家畜として、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥が指定されている。

### ○ 感染症指定医療機関

感染症法に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。

#### \* 特定感染症指定医療機関

新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院。

#### \* 第一種感染症指定医療機関

一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。

#### \* 第二種感染症指定医療機関

二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。

#### \* 結核指定医療機関

結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局。

### ○ 感染症病床

病床は、医療法によって、一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床に区別されている。感染症病床とは、感染症法に規定する新感染症、一類感染症、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症などの患者を入院させるための病床である。

### ○ 帰国者・接触者外来

新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や患者の接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る診療を行う外来。

都道府県等が地域の実情に応じて対応する医療機関を決定する。帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも新型インフルエンザ等の患者が見られるようになった場合等には、一般の医療機関で診療する体制に切り替える。

○ 帰国者・接触者相談センター

発生源から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来を案内する。

○ 緊急事態宣言

新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあるものとして要件に該当する事態が発生したと政府が認めた時に発する宣言のこと。

○ 緊急事態措置

生活の維持に必要な場合を除き、みだりに外出しないこと（不要不急の外出の自粛等）や学校、社会福祉施設、興行場等多数の者が利用する施設等の使用の制限等を上記宣言の際に告示した期間（最大3年）や区域において実施するもの。

○ 抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

○ コールセンター

本計画では、海外で新型インフルエンザが発生した際に、府及び保健所設置市等において一般府民向けに設置するお問い合わせ窓口のこと。

○ 国立感染症研究所

厚生労働省所管の研究施設。国民の保健医療の向上を図る予防医学の立場から、広く感染症に関する研究を総合的に行い、国の保健医療行政の科学的根拠を明らかにするとともに感染症の制圧を目的としている。

新型インフルエンザ等の発生時には、検査キットの開発・配布、ウイルスの遺伝子検査の確定診断を行う。

○ 個人防護具（Personal Protective Equipment） 略称：PPE

エアロゾル、飛沫などの曝露のリスクを最小限にするためのバリアとして装着するマスク、ゴーグル、ガウン、手袋等をいう。病原体の感染経路や用途（スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等）に応じた適切なものを選択する必要がある。

## ○ SARS

SARSは、Severe Acute Respiratory Syndrome という英語名の略で、日本語では「重症急性呼吸器症候群」と訳されている。中国広東省で最初の症例が起こったとされており、新型コロナウイルスの「SARS コロナウイルス」が原因の、新しく発見された感染症で、2003年に世界中で大きな問題となった。

## ○ サーベイランス

疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析を示すこともある。

## ○ 指定届出機関

感染症法に規定する五類感染症のうち厚生労働省令で定めるもの又は二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症の疑似症のうち厚生労働省令で定めるものの発生の状況の届出を担当させる病院又は診療所として、都道府県知事が指定したもの。

## ○ 死亡率 (Mortality Rate)

本計画では、人口 10 万人当たりの、流行期間中に新型インフルエンザ等に罹患して死亡した者の数。

## ○ 症例定義

国への「報告基準」である。新型インフルエンザや新感染症はまだ発生していないため、発生後にその基準が作られ、国の統一した基準により発生状況等を把握し対策を行うことになる。また感染症法における入院勧告や就業制限を行う際の適用基準にもなる。

なお「症例定義」は医師の臨床診断や保険病名を制約するものではない。

## ○ 新型インフルエンザ

感染症法第 6 条第 7 項において、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものとされている。

毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが

人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。

○ 新型インフルエンザ（A/H1N1）／インフルエンザ（H1N1）2009

2009 年(平成 21 年)4 月にメキシコで確認され世界的大流行となった H1N1 亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。「新型インフルエンザ（A/H1N1）」との名称が用いられたが、2011 年（平成 23 年）3 月に、大部分の人がそのウイルスに対する免疫を獲得したことから、季節性インフルエンザとして扱い、その名称については、「インフルエンザ（H1N1）2009」としている。

○ 新感染症

新感染症とは、感染症法第 6 条第 9 項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

○ 人工呼吸器

呼吸状態の悪化等が認められる場合に、患者の肺に空気又は酸素を送って呼吸を助けるための装置。

○ スペインかぜ（インフルエンザ）

1918 年～19 年にかけて、全世界的に流行したインフルエンザのパンデミック。感染者 6 億人、死者 4～5 千万人。病原体は A 型インフルエンザウイルス（H1N1 型）。鳥インフルエンザウイルスに由来する可能性が高い。

○ 積極的疫学調査

患者、その家族及びその患者や家族を診察した医療関係者等に対し、質問又は必要な調査を実施し、情報を収集し分析を行うことにより、感染症の発生の状況及び動向、その原因を明らかにすること。感染症法第 15 条に基づく調査をいう。

## ●タ 行

○ WHO（World Health Organization：世界保健機関）

「全ての人が可能な最高の健康水準に到達すること。（WHO憲章第 1 条）」を目的として設立された国際機関。国際連合と連携して活動する国連の専門機関に位置づけられており、インフルエンザなどの感染症対策や生活習慣病の対策、医薬品

や食品の安全対策など幅広い分野で国際的に重要な役割を担っている。

新型インフルエンザの発生段階については、WHOのパンデミックインフルエンザ警報フェーズを参考に決定することとしている。

○ 致命率 (Case Fatality Rate)

流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者のうち、死亡した者の割合。

○ トリアージ

災害発生時などに多数の傷病者が発生した場合に、適切な搬送、治療等を行うために、傷病の緊急度や程度に応じて優先順位をつけること。

○ 鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

## ●ナ 行

○ 濃厚接触者

新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度又は長期間接触した者（感染症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」が該当。発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。

## ●ハ 行

○ 発病率 (Attack Rate)

新型インフルエンザの場合は、全ての人々が新型インフルエンザのウイルスに曝露するリスクを有するため、本計画では、人口のうち、流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者の割合。

○ パンデミック

感染症の世界的大流行のこと。特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

### ○ パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。

### ○ PCR (Polymerase Chain Reaction : ポリメラーゼ連鎖反応)

DNA を、その複製に関与する酵素であるポリメラーゼやプライマーを用いて大量に増幅させる方法。ごく微量の DNA であっても検出が可能なため、病原体の検査に汎用されている。インフルエンザウイルス遺伝子検出の場合は、同ウイルスが RNA ウイルスであるため、逆転写酵素 (Reverse Transcriptase) を用いて DNA に変換した後に PCR を行う RT-PCR が実施されている。

### ○ 飛沫核感染 (空気感染)

飛沫核感染とは、飛沫の水分が蒸発して乾燥し、さらに小さな粒子 (5ミクロン以下) である飛沫核となって、空気中を漂い、離れた場所にいる人がこれを吸い込むことによって感染する経路である。飛沫核は空気中に長時間浮遊するため、対策としては特殊な換気システム (陰圧室など) やフィルターが必要になる。

### ○ 飛沫感染

飛沫感染とは感染した人が咳やくしゃみをすることで排泄する、ウイルスを含む飛沫 (5ミクロン以上の水滴) が飛散し、これを健康な人が鼻や口から吸い込み、ウイルスを含んだ飛沫が粘膜に接触することによって感染する経路を指す。なお、咳やくしゃみ等の飛沫は、空気中で1~2メートル以内しか到達しない。

### ○ 病原性

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお学術的には、病原体が宿主 (ヒトなど) に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。

### ○ プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン (現在、我が国では H5N1 亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造)。

### ○ 保健所設置市

地域保健法第 5 条第 1 項に基づき、保健所を設置する地方公共団体のこと。府内では、大阪市・堺市・豊中市・高槻市・東大阪市がこれに該当する

発行： 門真市  
編集： 門真市 健康福祉部 健康増進課  
〒571-0064  
大阪府門真市御堂町1-4番1号  
(門真市保健福祉センター内)  
TEL 06-6904-6400